

平成30年3月定例会

# 中川村議会会議録

中川村議会

平成30年3月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成30年3月1日（木） 午前8時59分 開会

出席議員（10名）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 中川村指定居宅介護支援事業の基準に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 中川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3号 中川村お試しシェアオフィス条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4号 中川村お試し住宅条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 8号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 9号 中川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 10号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 11号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 12号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 13号 中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 14号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 18 議案第 15号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 19 議案第 16号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 20 議案第 17号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 21 議案第 18号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 22 議案第 19号 平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 23 議案第 20号 平成30年度中川村一般会計予算
- 日程第 24 議案第 21号 平成30年度中川村国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 22号 平成30年度中川村介護保険事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 23号 平成30年度中川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 27 議案第 24号 平成30年度中川村公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 28 議案第 25号 平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 26号 平成30年度中川村水道事業会計予算

- 1番 高橋 昭夫
- 2番 飯島 寛
- 3番 松澤 文昭
- 4番 鈴木 絹子
- 5番 中塚 礼次郎
- 6番 柳生 仁
- 7番 小池 厚
- 8番 大原 孝芳
- 9番 村田 豊
- 10番 山崎 啓造

説明のために参加した者

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 村長     | 宮下 健彦 | 副村長    | 富永 和夫 |
| 教育長    | 下平 達朗 | 総務課長   | 米山 正克 |
| 会計管理者  | 半崎 節子 | 住民税務課長 | 井原 伸子 |
| 保健福祉課長 | 中平 仁司 | 振興課長   | 松村 恵介 |
| 建設水道課長 | 小林 好彦 | 教育次長   | 松澤 広志 |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 菅 沼 元 臣  
書 記 座光寺 てるこ

# 平成30年3月中川村議会定例会

## 会議のてんまつ

平成30年3月1日 午前8時59分 開会

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年3月中川村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

ここで村長のあいさつをお願いします。

○村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)

中川村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたりご多用のところご参集賜り、まことにありがとうございます。

日々濃くなる日の光を受け、春に向かう季節を感じますが、きょうは一転、雷を伴う激しい雨降りとなりました。

思い起こしますと、昨年からことしの2月にかけて例年になく厳しい寒さが続く年となったわけでございます。北陸地方を初め日本海側の県では大雪が続き、福井県では記録的な豪雪となり、国道が3日間にわたって交通不能、動けなくなった車で亡くなる方が出るなど、豪雪災害と言える事態に見舞われました。

村では、幸いなことに4年前の大雪以来、降雪災害は起きておりませんが、昨年7月の九州北部地方の豪雨災害を初め、理不尽と思えるような自然のなす行いに対して、防災意識を常に持って日々過ごすことの必要を改めて感じております。

国では今、働き方改革における企画業務型裁量労働制の拡大導入をめぐる、根拠となります裁量労働制の労働時間の実態把握について議論になっております。問題の労働時間データは厚生労働省が2013年10月に労働政策審議会に提出した資料でありまして、データそのものとり方、集計方法がそもそも怪しいということで予算委員会で紛糾した結果、安倍総理大臣は裁量労働制の導入を見送ったと、関連法案から削除してでも成立させる構えだとの報道があったばかりでございます。予算委員会での国会議員の議論、参考人の話を聞く中で、裁量労働制が定額で働かせ放題という企業側にとって残業代抑制につながるもので、過労死、過労自死の温床ということではないかというふうには私は思います。

今、高度プロフェッショナル制度の導入の是非が問われているようですが、そもそも時間外労働の上限枠が大き過ぎるということに問題があるのではないかというふうには思っております。

同時に、村役場の働き方はどうなっているか考えてみますと、部署によって時間外勤務が非常に多くなっている実態、休日に出勤する姿も見られますので、職員の体と

心の健康を維持し生き生きと働くために、所掌事務の見直し、平準化等を検討しなければならないというふうには考えております。

一方、人口減少対策が村の喫緊の課題でありまして、移住・定住対策を積極的かつ効率的に進めていくための担当部署、窓口の明確化が必要と考えております。一部の組織及び事務分掌の見直しも検討してまいりたいと思っております。当然のことながら、事務を分散した場合、村民から見てわかりやすく、行政サービスを提供する上でも早く正確にといった合理性がなければならないということは言うまでもございません。

冬季オリンピックが隣国韓国で開催され、各競技、熱戦が繰り広げられました。世界で頂点を争う選手のプレーや演技に目を見張り、かつて開催された長野オリンピックを超える日本人選手の活躍に沸いた17日間は終了いたしました。

韓国と北朝鮮の統一チームの参加もあり、その裏には当事国同士の思惑も、また日本、アメリカの強行一辺倒の姿勢も透けながらの大会でしたが、オリンピック終了後に北朝鮮、米国で新たな接触の動きも出ているようであります。

日米韓3カ国の統一した枠組み、北朝鮮国に対峙する方針はどうあるかということとは別にしても、北朝鮮の弾道ミサイル対策や直接的には伝わらないまでも、中国からのミサイル防衛のための地上配備型ミサイル防衛システムと抱き合わせのレーダー配備を日本の2カ所に設置する、この閣議決定との報道や海洋進出を強める中国海軍に対抗して沖縄にも対艦ミサイル配備の検討がされるというふうな報道もされています。隣国の脅威に対する防衛が声高に叫ばれる、自衛を超える事実上の軍事力の強化が急速に進められている現状に対して、これでよいのだろうか、こういう思いを抱いています。

さて、本議会でご審議をいただくのは、専決処分の報告、議案29件と多くの議案をご審議いただきます。

私にとって、初めての予算編成であり、選挙公約や地区懇談会などで出された要望幾つかを盛り込んだ編成にいたしました。

議案は、新設条例に係る4議案、条例の一部改正が9議案、平成29年度一般会計補正予算と特別会計補正予算の6議案、平成30年度一般会計予算及び特別会計並びに水道事業会計合わせて7議案、追加議案としまして監査委員の選任について等3議案でございます。

何とぞ慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、議会開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により6番 柳生仁議員及び7番 小池厚議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し協議しています。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日行いました議会運営委員会について報告をいたします。

皆さんのお手元に配付されている定例会の予定表のとおり、本定例会の会期を本日3月1日から23日までの23日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、議案第1号から第4号までの新設条例及び議案第5号から第10号までの一部改正条例については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第11号の村営住宅条例の一部改正につきましては、上程から提案理由の説明までとし、質疑、討論、採決は3月23日の最終日をお願いいたします。

議案第12号の一部改正条例及び議案第13号の一般議案については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いいたします。

続いて議案第14号から第19号までの平成29年度各会計補正予算については、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いします。

議案第20号から第26号までの平成30年度各会計予算につきましては、上程から提案理由の説明、質疑までをお願いし、質疑の後、予算特別委員会を設置し、特別委員会付託としていただきますようお願いいたします。

なお、平成30年度各会計予算の村の方針に関する質疑については、本日の質疑の中でお願いをいたします。

2日及び5日は議案調査といたします。

6日は常任委員会の日程としますので、その中で請願、陳情の付託案件の審査をお願いいたします。

7日及び8日は議案調査といたします。

9日及び12日は午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

質問者の質問順、質問日の割り振りにつきましては、2日の通告締め切りをもって決定をし、当日の日程でお知らせをいたします。

全員協議会につきましては、12日の一般質問終了後及び20日の本会議終了後に行っていただく予定です。

13日14日及び16日は予算特別委員会の日程としますので、その中で平成30年度各会計予算の審査をお願いいたします。

15日及び19日は議案調査といたします。

20日は午後2時から本会議をお願いし、平成30年度各会計予算及び請願、陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決を行い、意見書などの発議がありましたら上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、人事案件が追加予定されていますが、追加議案については当日の日程でお知らせをし、上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

最終日の23日は午前10時30分から本会議をお願いし、議案第11号の質疑、討論、採決と追加予定の議案第27号の一般議案及び議案第28号の一部改正条例について上程から提案理由の説明、質疑、討論、採決までをお願いする予定です。

以上が本定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようにこ

○議長 にごお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から3月23日までの23日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月23日までの23日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたのでごらんいただき、ご了承願います。

次に、本会議までに受理した請願、陳情については、議会会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長から行政報告の申し出がありました。

報告第1号 専決処分の報告について説明を求めます。

○総務課長 地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

裏面をごらんください。

専決番号第13号 平成29年12月5日専決であります。

損害賠償の額の決定及び和解について。

保健センター駐車場における公用車の衝突事故に係る損害賠償の額を次のように決定し、和解したものであります。

事故発生日時は平成29年10月30日午前8時45分ころ。

事故発生場所は中川村大草4038番地3。

相手方の住所、氏名は記載のとおりでありまして、被害車両は軽自動車であります。

事故の概要は、敷地内の駐車枠へ駐車するため停車したところ、後退してきた相手軽自動車と衝突したものであります。

損害賠償額は4万8,724円であります。

以上、報告いたします。

○議長 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村指定居宅介護支援事業の基準に関する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは議案第1号について説明いたします。

介護保険法の改正によって本年4月から在宅の要介護認定者のケアマネジメントを行う指定居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から事業所の所在する市町村に移

管されますので、本案は、この業務に必要な事項を定めるものであります。

なお、この移管は、保険者機能強化の観点から市町村によるケアマネージャーへの支援の充実を目的とするものです。

指定居宅介護支援事業の基準には事業者の指定に関する基準と事業の人員及び運営に関する基準との2つがあります。これらの基準は、それぞれ介護保険法で厚生労働省令に定める基準に従って、あるいはその基準を参酌して市町村の条例で定めるとされています。当村では、これらの基準に厚生労働省令をそのまま適用することとし、第2条で基準は厚生労働省令の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び介護保険法施行規則による旨を規定いたします。ただし、サービスの質を確保する観点と介護報酬の返還に対応するため、厚生労働省令では2年間とされているサービスの提供に関する記録の保存年限を当村では5年間とするよう上乗せして規定いたします。

介護保険制度では、事業者指定の有効期間は6年間ですが、現在指定を受けている事業者については、この際に改めて指定を受ける必要はなく、有効期限までは継続して事業を行うことができます。

参考までに、現在中川村でこの条例の対象となる事業所は中川村社会福祉協議会の1つだけで、平成32年3月までの有効期間となっています。

本条例の施行は平成30年4月1日からといたします。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 中川村農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○振興課長

議案第2号について説明をいたします。

提案理由は、農業委員会等の法律の改正に基づき本案を提出するものです。

農業委員の委員については、これまでは選挙による委員の定数が定められていましたが、新制度のもとでは地区からの推薦制になります。

また、農地の利用最適化を推進するため農地利用最適化推進委員を新設します。

2条では、農業委員の定数は8人、3条では、農地利用最適化推進委員は8人以内を定める新設の条例になります。

施行期日は公布の日からとなります。

また、これに伴い例規集第2巻881ページにあります中川村農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止をいたします。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

○6 番

(柳生 仁) この中で、今度、推進委員っていうのが出てくるわけですけども、農業委員のほうは以前と変わらない報酬は、報酬があると思うんですけども、推進委員の報酬はどうなるのでしょうか。

○振興課長

推進委員につきましても特別職の報酬になりますので、第5号のほうで提案をさせていただきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 中川村お試しシェアオフィス条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第4号について提案説明いたします。

提案理由は、中川村お試し住宅を設置するため本案を提出するものであります。

本条例は、お試し住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条で村に移住または定住を希望する者が村の気候、風土及び生活を体験する施設として設置するとし、第3条で名称及び位置を定めます。

第4条で使用の許可、第5条で許可の制限を定め、第6条 使用期間は1年以内とします。

第7条 使用料は月額4万円といたします。

第11条で維持及び賠償を、第12条で修繕費用の負担を明記します。

施行は平成30年4月1日からとするものであります。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

大変失礼いたしました。4号と3号、逆に今説明してしまいましたので、改めて議案第3号の中川村お試しシェアオフィス条例の制定について提案説明をいたします。

すみませんでした。

提案理由は、中川村お試しシェアオフィスを設置するため本案を提出します。

本条例は、お試しシェアオフィスの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条で、事業者等へオフィス環境を提供し、新たな起業、就労機会の拡大を図り、都市から地方への人の流れや地元企業、人材と連携した事業の創出などにつなげることで地域の活性化を図るため設置するとしておいて、第3条で名称及び位置を定めます。

第4条で、管理は村長が行い、その経費は村費その他の収入をもって充てることとします。

第5条では別表に掲げる施設の使用の許可を、第6条で許可の制限を定めます。

第7条で使用料を、別表の施設区分、内容によりそれぞれ定めるところであります。

第11条で維持及び賠償を、第12条で修繕費用の負担を明記するところあります。

施行については平成30年4月1日からとするものであります。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 中川村お試し住宅条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第4号につきまして改めて提案説明をいたします。

提案理由は、中川村お試し住宅を設置するため本案を提出するものであります。

本条例は、お試し住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条で村に移住または定住を希望する者が村の気候、風土及び生活を体験する施設として設置するとし、第3条で名称及び位置を定めます。

第4条で使用の許可、第5条で許可の制限を定め、第6条 使用期間は1年以内とします。

第7条 使用料は月額4万円とします。

第11条で維持及び賠償を、第12条で修繕費用の負担を明記します。

施行は平成30年4月1日からとするものであります。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番 (柳生 仁) 待望のお試し住宅ができるわけでありませうけれども、内容がお試し住宅で、地域の風土っていうことの方からして、一年間おれるということの長期展望でありますので期待が高まるわけでありませうけれども、これに合わせて、仮でありますけど地区加入っていうのをどう考えておられるか、っていうのは、お試しっていうのは、やっぱり地区の風土を味わうには地区加入、地区費の云々はあるかもしれませうけれども、地区の皆さんと接することは大事かと思っております。そのアドバイスはどうなっておりますか。伺います。

○総務課長 地元の小平地区においては、検討委員会を設置をして、今の地区加入の問題等も検討していただいております。その中で、今の検討状況でございますと、加入金等は大幅減免、それから地区作業等へは基本的に出していただくというようなことで検討されていると聞いております。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

○9番 (村田 豊) 7条のところの「村長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。」という基準についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 これは、基本的には原則4万円でありますけれども、特例の場合、いわゆる減免規定等をうたうものであります。今現在こういう場合ということは申し上げる内容はありませうけれども、そういう事例が発生した場合には減免あるいは減額するということになると思っております。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。  
 日程第8 議案第5号 中川村特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○総務課長 議案第5号について提案説明いたします。  
 例規集は第1巻の761ページであります。  
 提案理由は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い本案を提出するものであります。  
 本議案は議案第2号に関連する条例改正であります。  
 条例の第1条第1項で非常勤の者の報酬は別表のとおりとするとありまして、別表の農業委員会の委員の月額報酬の規定の次に農地利用最適化推進委員、月額2万2,000円を加えるものであります。  
 施行は公布の日からといたします。  
 以上、ご審議のほどお願いいたします。  
 ○議長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。  
 日程第9 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○住民税務課長 議案第6号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。  
 今回の改正は、平成29年3月31日に公布された地方税法及び航空機燃料譲与税法

の一部を改正する法律の国民健康保険税の改正部分が平成30年4月1日から施行されることに伴い中川村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。  
 お手元に新旧対照表をお配りさせていただきましたので、条文と合わせてごらんください。  
 例規集は第1巻2051ページからとなります。  
 条例第2条の課税額は、法律改正により国民健康保険の財政責任主体が都道府県になることに伴う課税額の定義の変更となります。  
 条例第5条の2は、第2条の改正に伴う法律番号の削除となります。  
 施行期日につきましては平成30年4月1日からとなります。  
 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。  
 ○議長 説明を終わりました。  
 これから質疑を行います。  
 質疑ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 質疑なしと認めます。  
 次に討論を行います。  
 討論ありませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 ○議長 討論なしと認めます。  
 これから採決を行います。  
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
 [賛成者挙手]  
 ○議長 全員賛成です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。  
 日程第10 議案第7号 中川村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
 を議題とします。  
 提案理由の説明を求めます。  
 ○保健福祉課長 それでは、議案第7号について説明いたします。  
 例規集は2巻の781ページからになります。  
 国民健康保険事業は、これまですべてを市町村が運営することとなっており、各市町村の国民健康保険条例もそのような前提での規定となっております。国民健康保険法の改正によりまして平成30年度から都道府県が国保事業の財政面を担うこととなり、都道府県と市町村とに役割分担が生まれます。このため、各市町村の国民健康保険条例は国保事業のうち市町村が行うものについて規定するよう改正が必要となりますので、当村でも本案によって国保条例を改正するものであります。  
 議案裏面の新旧対照表をごらんください。  
 第1章では、現在の「国民健康保険」という総体的な表現を「国民健康保険の事務」と改めることによって当村が担う部分に限定した意味といたします。

第2章は国保運営協議会に関する部分ですが、これまで市町村にしかなかった運営協議会が都道府県にも設置されますので、中川村の国民健康保険事業の運営に関するものに特定をいたします。

施行は平成30年4月1日からといたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 中川村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第8号について説明をいたします。

例規集は2巻の867ページからになります。

本案は、介護保険事業計画の第7期に当たる平成30年度～32年度の3カ年の第1号被保険者の介護保険料を定めるものであります。

改正の内容につきましては、去る2月6日の議会全員協議会において説明させていただいておりますので、ここでは改正条文の説明をいたします。

議案に添付いたしました新旧対照表をごらんください。

保険料の改定は第2条になります。

適用する年度は平成30年度～32年度の3カ年。

全体は10階層で、基準である第5階層を1とし、第1段階が0.5、第10段階が1.9という比率になる累進構造であることと、その階層を分ける合計所得金額には変更はありません。

第1項で10の階層それぞれの金額を改正いたします。

基準となる第5段階は年額7万2,000円、月額では6,000円となり、4.35%の引き上げとなります。

高齢化の進行に伴う制度全体としての保険料負担構造の変更、介護報酬の改定、期

間中における被保険者数、要介護認定者数及びサービス利用料、総合事業の事業料などを総合的に検討して設定いたしました。

第6項は低所得者に対する保険料の軽減強化について定めるものです。前回、平成27年度の改定から所得の少ない方に対して保険料の軽減措置を行っております。財源は村の一般会計からの繰り入れで、一般会計に対して国・県の補助があるという枠組みでございます。具体的には政令で定めることとされており、当面、第1段階に対して基準額に対する比率を0.5から0.45に引き下げることになります。このことにより第1段階の保険料を年額3万2,400円といたします。

なお、国としては、消費税が10%に引き上げられた段階で第3階層まで軽減を拡大することとしておりますが、現在そのことは固まっておられませんので、今回は従前どおりということとさせていただきます。

施行は平成30年4月からでございますが、平成29年度分以前の保険料の取り扱いとは従前のとおりといたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 中川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長 それでは、議案第9号について説明をいたします。

例規集は2巻の873ページからでございます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正によって、いわゆる住所地特例の規定が見直されることに伴い所要の規定の整備をするものであります。

本来、国民健康保険または後期高齢者医療への加入は現在の住所地が基本になりますが、特別養護老人ホームや障害者施設などに入所するために、その施設に住所を移した場合には施設所在自治体の負担増にならないように前の住所地の国保や後期高齢



者医療に加入するという特例があり、これを住所地特例と呼んでおります。

現在、住所地特例の適用を受けて前の住所地の市町村国保に加入している方は、75歳になりますと現住所地の後期高齢者医療に加入することになります。つまり、住所地特例ではなくなるということになるわけですが、今回の法改正によって、この方々についても住所地特例の適用が引き継がれることになりました。これに伴って新たに住所地特例の対象となる者の保険料の徴収を中川村で行えるよう条例を改正いたします。

議案に添付いたしました新旧対照表をごらんください。

第3条第1項では中川村が保険料を徴収すべき者を定めており、法第55条という表現で住所地特例の者にも適用されています。ここに今回の法改正に伴って第5号で法第55条の2という表現で住所地特例で中川村国保の被保険者になっている者を加えます。そして、法第55条の2は、1つ前の条である法第55条を準用することになっていることから、条例第3条第1項の第2号から第4号で字句の整理を行います。

また、附則第2条を削除いたしますが、この条は制度発足の年である平成20年度における保険料の納期の特例を定めたもので、現在では不要な条項ですので、今回の改正に合わせて削除するものです。

施行は平成30年4月1日からといたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 中川村商工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○振興課長

議案第10号について説明いたします。

提案理由は、中小企業信用保険法の改正に伴い本案を提案するものであります。

例規集第2巻の1054ページの商工業振興条例の23条の変更になります。

23条につきましては中川村商工業振興資金貸付基金の設置及び資金のあっせんについてであります。中川村商工業振興資金のあっせんの対象者を中小企業信用保険法の改正に伴い中小企業基本法の規定する中小業者を対象者を追加するものであります。

内容的には、信用保証協会の融資のあっせんの取り扱いに合わせるもので、医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者、また特定事業を行う特定非営利法人であって常時使用する従業員の数が300人以下の者を融資のあっせんの対象者に加えるものであります。

施行期日は平成30年4月1日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号 中川村営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

提案理由は、新たに建設をされましたラ・メゾン中組を村営住宅として設置し、合わせて旧西小教頭住宅を村営住宅小和田上住宅として加える条例の改正を行うため本案を提出するものでございます。

例規集は第2巻1351ページからとなります。

改正点ですが、条例第2条は用語の意味に子育て等世帯の定義を加えるものとなります。

第3条の名称及び位置ですが、中川村片桐4336番地1の小和田上住宅と中川村大草4614番地3のラ・メゾン中組を加えるものです。

第4条の入居者の資格ですが、小和田上住宅は「村長が認める者」、ラ・メゾン中組は「同居親族があり、月額所得が15万8,000円以上の世帯」を加えるものです。

第6条 入居者の選考及び許可と第11条 収入の報告等は、それぞれにラ・メゾン中組を加えるものです。

別表の家賃でございますが、小和田上住宅は月額1万8,000円、ラ・メゾン中組については子育て等世帯が月額4万2,000円、それ以外の世帯が月額4万6,000円とするものです。

施行期日は公布の日からとなります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

説明を終わりました。

日程第15 議案第12号 中川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。（「採決しないんですか」と呼ぶ者あり）

採決は最終日、委員長の報告のとおりお願いたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第12号について提案説明いたします。

提案理由は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い本案を提出するものであります。

例規集は第2巻1721ページからであります。

政令において損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象については給与法で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められております。給与法の改正に伴い平成30年度以降も政令で定められている扶養親族加算額の改正を行うものであります。

新旧対照表をごらんください。

改正後の第5条、補償基礎額であります。第5条の第3項、裏面を見ていただいて、改正後の上から4行目、「第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。」として加算額を改正するものであります。

施行は平成30年4月1日からとなります。

以上、ご審議のほどお願いたします。

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者の指定について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長 議案第13号について提案説明いたします。

提案理由は、中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘等の指定管理者を指定するため本案を提出するものであります。

平成30年3月31日をもって指定管理指定期間が満了となる15施設について、別紙のとおり引き続き指定管理者を指定するものであります。

指定の期間は、1の中川村高齢者デイサービスセンターいわゆり荘から13の桑原公園までは平成30年4月1日から平成33年3月31日まで3年間とし、葛島山村広場とかつらの丘等については平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

以上、ご審議のほどお願いたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第17 議案第14号 平成29年度中川村一般会計補正予算（第5号）

日程第18 議案第15号 平成29年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第19 議案第16号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 20 議案第 17 号 平成 29 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 21 議案第 18 号 平成 29 年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 22 議案第 19 号 平成 29 年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第 4 号)

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 17 議案第 14 号から日程第 22 議案第 19 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副 村 長 それでは、議案第 14 号 平成 29 年度中川村一般会計補正予算(第 5 号)についてご説明いたします。

第 1 条 歳入歳出予算の補正は、既定の予算額からそれぞれ 610 万円を減額し、総額を 37 億 4,330 万円とするものであります。

第 2 条 繰越明許費は、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費を定めるもので、第 2 表によるものです。

第 3 条 債務負担行為の補正は第 3 表により、第 4 条 地方債の補正は第 4 表によるものであります。

今回の補正は、歳入歳出ともに年度末を迎えて予算の最終執行見込みによる調整が主なものであります。

1 ページから、第 1 表 歳入歳出予算補正で款項別の補正額及び補正後の予算額を掲載してございますので、ご確認ください。

詳細につきましては事項別明細書でご説明をいたします。

5 ページをごらんください。

第 2 表 繰越明許費でございますが、土木費、道路改良費、村道新設改良事業の 2 路線であります。村道谷田黒牛線は、のり面工事について施工段階で工法変更の必要が生じ、再調査と設計変更が必要になったこと、大草中央線は、補償物件の移転等に日数を要したことなどによる工事のおくれ、また他の事業で減額となった村債を活用し工事を増工してできるだけ事業の進捗を図るため、一部の工事を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて 6 ページ、第 3 表 債務負担行為補正は、平成 29 年度から 30 年度にかけて執行する中川村発足 60 周年記念誌作成業務委託料について、業務の発注により契約額が確定したため限度額を減額するものであります。

7 ページから 8 ページの第 4 表 地方債補正は、追加、変更及び廃止であります。

追加は、当初、緊急防災・減災事業債により計画をしておりました庁舎非常用発電機油庫設置事業を平成 30 年度に送ることとなったため、本年度新たに同事業債により

災害時の指定避難所となっている基幹集落センター空調設備等の整備及び Jアラートの告知放送接続工事を行うため、合わせて 750 万円を追加するものであります。

変更は、それぞれの事業について事業費の最終見込みにより限度額を調整するものであります。

廃止につきましては、先ほど追加で申し上げました緊急防災・減災事業債により計画をしておりました庁舎非常用発電機油庫設置事業について、これは、大規模災害に備えて災害対策本部が設置される庁舎等における非常用電源設備の設置基準が昨年 12 月に示され、当初計画より長時間で対応できる設備に見直す必要が生じたことから事業の実施を 30 年度に送って、先ほど申し上げた別の事業に組みかえたことによるものと、林道橋梁点検診断事業につきましては、ヒアリングの結果、適債性に欠けるという判断になったことから廃止をするもので、合わせて限度額 850 万円を減額するものであります。

地方債の補正は全体で 340 万円の減額となります。

続いて、歳入歳出補正予算の内訳については 9 ページから事項別明細書をごらんください。

なお、最終見込みによる予算調整が主なものでございますので、特徴的なもののみ説明をさせていただきます。

初めに歳入についてであります。

11 ページ、1 款 村税につきましては、最終調定見込みによる補正で、個人村民税 241 万 7,000 円、固定資産税 1,110 万円の増額でございます。

12 ページ、6 款 地方消費税交付金は、交付額が決定したことによるもので 434 万円の増額であります。

14 ページ、15 款 使用料及び手数料の土木使用料と教育使用料は収入実績による補正で、合わせて 151 万 2,000 円の増額でございます。

15 ページ、16 款 国庫支出金であります。民生費国庫負担金、児童手当負担金は出生、転入等により相性児童数が増えたことによる増額。

国保基盤安定給付費と障害者自立支援給付費は実績及び交付決定による減額で、合わせて 235 万 8,000 円の減額でございます。

総務費の国庫補助金の社会保障番号制度システム整備費補助金については、社会保障番号制の導入に伴い、今年度、上伊那広域情報センターで行った住民台帳基本システム等の改修費用に対する補助金で、新たに追加するものであります。

衛生費国庫補助金、環境衛生費補助金の 47 万円の減額、土木費国庫補助金 63 万 2,000 円の減額と、土木費の減額につきましては浄化槽設置に対する補助金と住宅耐震改修事業に対する補助金で、いずれも実績による減額であります。

16 ページの 17 款 県支出金の負担金、補助及び委託金の増減は、いずれも額の決定及び見込みによる補正で、県支出金全体では 2,093 万 7,000 円の減額であります。特に金額の減額が大きい農林水産業費県補助金 1,766 万 6,000 円につきましては、地籍調査事業に係る補助金の割り当てが要望に対して大きく下回ったことによるもので

ございます。

18 ページ、18 款の財産収入は土地建物貸付収入で、収入実績により 9 万 5,000 円の増であります。

19 ページ、19 款 寄附金は、ふるさと応援寄附金が現時点での収入実績により 21 万 1,000 円を増額するものであります。

20 ページ、22 の諸収入は、いずれも収入実績あるいは見込みによる増減でございます。

21 ページ、23 款 村債は、先ほど第 2 表 地方債の補正でご説明した地方債の追加、変更、廃止によるもので、全体で 340 万円の減額でございます。

過疎債につきましては、村営住宅建設事業や学校給食配送車購入事業などが減額になったことから、村道整備事業に 1,660 万円を充て事業の進捗を図るものでございます。

続きまして歳出についてご説明をいたします。

歳出につきましても最終執行見込みによる更正減が主な内容でございますので、主なもののみのご説明とさせていただきます。

23 ページからごらんください。

1 款の議会費、報酬等給与費の減額につきましては、昨年、補充選挙により 4 月途中から就任された議員 1 名分の日割り計算による減額でございます。

24 ページ、総務費、一般管理費は、全体的に最終執行見込みによる減額ですが、補償、補填及び賠償金の 4 万 8,000 円につきましては、先ほど専決処分でご報告を申し上げた公用車事故に係る損害賠償金でございます。

25 ページ、財政管理費、委託料 50 万 1,000 円の減額は、地方公会計財務書類作成支援業務の契約実績による減額でございます。

財産管理費の庁舎管理費、需用費、燃料費 40 万 5,000 円増額でございますが、これは燃料費の高騰、また、この冬の異常低温による使用料の増等でございます。

委託料 3 万 3,000 円につきましては、基幹集落センターの天井の汚れが進んでおることから、その天井の清掃を行うためでございます。

備品購入費 8 万 2,000 円につきましては、集落センターのストーブが故障をしておりますので更新をするものであります。

26 ページの企画費であります。企画総務費の職員手当等の増額は、業務量の増加によりまして時間外勤務が増えたことによるものであります。

以下、各項目で職員給与費に係る補正がございますが、執行見込みによる調整でありますので説明を省かせていただきます。

負担金 417 万円の減額につきましては、上伊那広域連合負担金の額の確定による減額であります。

地域おこし事業の 475 万 7,000 円の減額であります。今年度、農産物加工施設にかかわる地域おこし協力隊を募集しておりましたが、今年度中の雇用ができなかったことなどによる減額であります。

なお、この協力隊につきましては、1 名の応募があり、平成 30 年 4 月から着任の予定でございます。

地方創生推進事業、光熱水費 3 万 4,000 円は、3 月末に完成するお試し住宅、シェアオフィスの工事完了後の 3 月分の光熱水費でございます。

村営バス運営費、バス運行事業でございますが、需用費、燃料費 44 万円の増額は、主に燃料価格が高騰したことによるものであります。

委託料と負担金、補助及び交付金ですが、中川村地域公共交通運営に関する支援業務 175 万円について、その支出の内容から、委託料から交付金に予算を組み替えるものであります。

諸費であります。防犯対策費の工事請負費 15 万円につきましては、村が管理する防犯灯の移設等に係るものであります。

防災対策費の委託料 121 万 8,000 円の増額であります。これは、先ほどご説明をしました緊急防災・減災事業債により実施をする指定避難所空調設備等の設計管理業務の委託料が 70 万 2,000 円、それから Jアラート告知放送接続設定業務委託料が 67 万円であります。

工事請負費の 860 万 3,000 円は、避難指定所であります基幹集落センターの空調設備等の工事費であります。

続いて 28 ページ。

負担金、補助及び交付金、補助金の 120 万円の減額であります。これは住宅耐震改修補助の申請の実績に基づくもので、改修のほうの申請がなかったということでの減額でございます。

交付金 40 万円は、災害時用の地区備品等整備交付金について実績により減額をするものであります。

財政調整基金 50 万円は、利息分の積立金の増額。

ふるさと応援基金費 21 万 1,000 円は、歳入で申し上げた今年度寄附金としていただいたお金を基金に積み立てるものであります。

以下、徴税費、選挙費、統計調査費につきましては、実績、執行見込みによる調整でございます。

続いて 30 ページ。

3 款の民生費でございますが、社会福祉費の社会総務費、賃金 60 万円の減額は、家庭相談員の雇用が 6 月になったことによるもので、消耗品の 3 万 5,000 円は相談員の業務に係る物品の購入費でございます。

障害者自立支援事業の負担金、扶助費については、実績による減額。

国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各特別会繰出金及び負担金につきましては、それぞれ今年度の繰出金、負担金の額が確定したことによる減額でございます。

31 ページ。

児童福祉費の交付金 4 万円につきましては、村外幼稚園入園児の 1 名分の給付費の

増額であります。

扶助費 36 万 5,000 円は、児童手当、出産祝い金の支給対象者が増えたことによる増額でございます。

32 ページ。

保育所の賃金 100 万円の減額は、臨時保育士、代替調理員の勤務日数の減による減額であります。

役務費の手数料 5 万円は、片桐保育園の給食調理室の換気扇の清掃。

それから、備品購入費 5 万 8,000 円につきましては、みなかた保育園の遊戯室の運動遊具のはしごが破損しているため更新をするものであります。

児童クラブ運営事業、需用費、賄材料費の 3 万 7,000 円の増額であります。これはおやつ代で、長期休み等の児童クラブ利用者が増えたことによるものであります。

続いて 33 ページ。

4 款 衛生費の保健衛生費であります。各項目にわたって実績及び見込みによる予算の減額と増額であります。

続いて 34 ページの環境衛生費の需用費の光熱水費と工事請負費の減額につきましては、渡場地籍における環境影響調査のための測定機器の設置費用であります。今年度は県で移動コンテナ局を設置していただいたため不用となり減額をするものであります。

償還金、利子割引料の 20 万円につきましては、片桐村営墓地 2 区画の返還による還付金でございます。

ごみ処理事業、負担金 380 万 2,000 円の減額につきましては、上伊那広域連合と伊南行政組合のごみ処理関係負担金の額の確定による減額であります。

浄化槽整備事業、補助金 141 万円の減額は合併処理槽の設置補助金で、実績に基づく減額であります。

保健センター管理費、需用費の修繕料 1 万 5,000 円は、トイレ設備の修繕費であります。

続いて 35 ページの農林水産業費の農業費であります。農業委員会費、賃金 100 万円の減額は、農地相談員が健康上の理由により出勤日数が減少したことによる減額でございます。

農業総務費、旅費 10 万 9,000 円の増額であります。今年度、都市部での農産物の物産展への出展や販路拡大のための視察、地域おこし協力隊募集イベント等に参加をして、今後の参加もございしますが、増額でございます。

農業振興事業、補助金 10 万円の減額は実績によるものでございます。

36 ページ。

村単農地事業、委託料と工事費 25 万 4,000 円の増減でございます。これは、土地改良維持管理適正化事業の牧ヶ原揚水ポンプ施設更新工事について、最終事業費の調整の中で予算を組み替えるものであります。

負担金 18 万 7,000 円は、同事業に係る県土地改良連合会事務手数料で、事業費の 3 %、

これは事業の実施年度のみ負担金でございます。

団体営農地事業は西原地区の農地耕作条件改善事業に係る予算の組み替えであります。

農業集落排水事業費、繰出金 200 万円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の額の確定によるものであります。

農村災害対策整備事業、負担金 238 万 5,000 円の減額であります。南向地区の事業費と負担金の確定による減額でございます。

国土調査事業は、今年度、県補助金の内示額が要望に対して大きく減少したことにより今年度の事業を縮小したため、全体では 2,406 万円の減額であります。

37 ページの林業費であります。林業振興事業補助金 10 万円の減額は、森のエネルギー推進事業、ペレットストーブ設置補助であります。今年度申請がなかったため減額をするものであります。

38 ページ。

7 款の商工費の観光費であります。観光事業の委託料 13 万円は、今回、企業版ふるさと納税の申し出をいただき、陣馬形山魅力創造プロジェクトとして地域再生計画を策定しております。その必要な図面等の作成のための委託料でございます。

手数料及び公有財産購入費 36 万 4,000 円の減額は、旧小渋湖温泉の土地、建物の取得に実際に要した費用の残額を減額するものであります。

観光施設管理事業、修繕料 24 万 3,000 円は、小渋湖温泉への導水管の修繕、それからかつらの丘マレットゴルフ場の管理棟の鍵の修繕料でございます。

地場センター管理事業の修繕料 35 万 1,000 円は、チャオの屋外トイレの自動ドアと便器の修繕、また 4 月頭に予定をされております地場センターの部分の改修に伴うペレットストーブの移設等に係るものであります。

続いて 39 ページ。

8 款の土木費であります。道路橋梁費、道路維持費の使用料及び賃借料 300 万円と原材料費 50 万円の増額は、今年度の除雪作業及び融雪剤散布の実績見込みによる増額であります。

負担金、補助及び交付金 207 万円の減額は、社会資本整備事業により計画をしておりました道路舗装修繕工事の設計、施工監理業務に係る上伊那広域連合負担金 86 万円の減額と、主要地方道伊那生田飯田線、竜東線であります。下平地籍において県が施工した兼用側溝の改修工事に対する村の負担金で、事業費の確定により減額とするものであります。

道路新設改良費は全体で 1,670 万円の増額になりますが、これは地方債の説明で説明をいたしましたとおり、過疎債の充当の予定していた他の事業で減額になった分を村道整備事業に過疎債 1,660 万円を追加をして、現在施工中の村道改良工事 5 路線について設計変更等による増工分の補填と工事の追加発注により事業の進捗を図るものでございます。

40 ページ。

道路橋梁費、委託料 330 万円の減額であります。橋梁点検・長寿命化計画策定業務については契約実績による差金分の減額、修繕工事調査設計業務については社会資本整備交付金の減額による今年度事業費を減額するものであります。

都市計画費、都市計画総務費の報酬の減額につきましては、今年度、審議会の開催がなかったため、公共下水道事業費の繰出金は特別会計繰出金の額が確定したことによる減額でございます。

41 ページ。

住宅費、住宅管理費の修繕料 70 万円の増額であります。これはアルプスハイツ中組の温水器の取りかえと入退去に伴う内装設備等の修繕料の増額でございます。

住宅建設費、村営住宅建設事業の公有財産購入費 1,230 万円の減額であります。現在建設中のラ・メゾン中組の取得費で、県住宅供給公社からの買い取り予定額が確定したことによる減額であります。

続きまして 42 ページ。

9 款の消防費であります。常備消防費、非常備消防費、それぞれ実績及び最終見込みによる減額が主なものであります。その中で、非常備消防費の需用費、消耗品 17 万 2,000 円の増額につきましては、本年 4 月 1 日付、30 年度の新入団員に支給する被服等について今年度内に購入するための費用と、消防積載車及びポンプの修繕費 18 万 4,000 円でございます。

消防施設事業、工事請負費 150 万円の減額は、防火水槽設置工事と第 2 部の詰所の修繕工事の契約実績による減額であります。

補助金 8 万円の増額であります。これは地元からの消火栓ホース等の追加要望によるものでございます。

続いて 44 ページの教育費であります。教育総務費、事務局費につきましては実績見込みによる減額であります。

また、学校給食費の賃金、光熱水費、使用料につきましても実績見込みによる減額と増額でございます。

45 ページ。

小学校費の東小学校管理費、賃金 70 万円の減額は、特別支援教育補助員と日本語支援員の勤務時間が減少したことによるものであります。

需用費と使用料は、最終見込みによる減額。

備品購入費の 37 万 6,000 円でございます。現在使っておりました大判プリンターが老朽化で使用できなくなったため更新をするものであります。

西小学校管理費の需用費から使用料及び賃借料につきましては、最終見込みによる減額であります。

工事費の 140 万円の減額は、教室棟のベランダ防水シート改修工事の契約実績による減額でございます。

46 ページ。

中学校費、中学校管理費の需用費と使用料は最終見込みによる減額。

備品購入費 30 万 7,000 円でございます。これは老朽化により修理が不能で、もう使えなくなっている体育館用のストーブ 2 台を更新をするものであります。

中学校教育振興費の使用料と補助金 20 万 5,000 円につきましては、中学校のバレー部が県選抜優勝大会へ出場する際の激励金と、3 月に北信越大会に出場することが決まりまして、そのために使用するバスの借り上げ代でございます。

47 ページ。

社会教育費の文化施設管理費につきましては、各施設について全体的に執行見込みによる減額でございます。文化センター管理事業の需用費、修繕料 35 万円につきましては、文化センターの空調設備、照明器具等の修繕でございます。

48 ページ。

保健体育費、保健体育総務費、交付金 6 万 7,000 円の減額は、上伊那縦断駅伝は今年度不参加、また地区運動事業交付金は葛島地区の運動会が悪天候で中止になったことによる減額でございます。

以下、体育施設費の需用費、燃料費の増額につきましては、やはりことしの冬の灯油代の高等、使用料の増によるものであります。

最後に 49 ページであります。予備費を 6,359 万 8,000 円増額をし、収支の調整を行うものであります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○保健福祉課長

それでは、議案第 15 号 平成 29 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 400 万円を追加し、予算の総額を 5 億 6,800 万円とするものであります。

事項別明細書により説明いたします。

5 ページをお願いいたします。

歳入であります。主には本年度分の実績見通し及び確定によるものであります。

国保税は 61 万 8,000 円の増と見込みます。

6 ページの 5 款 国庫負担金の 793 万 9,000 円の増は、主に一般被保険者の療養給付費と介護納付金、後期高齢者医療費支援金に係るものの増によるもの。

国庫補助金の 498 万 9,000 円の増は、平成 30 年度からの国保制度改革に伴う事務処理システムの構築に係るものです。

7 ページの 7 款 前期高齢者交付金の 812 万 9,000 円の減は、本年度の交付額の確定による更正減です。

8 ページの 8 款 県支出金の 75 万 6,000 円の減も実績見通しによる更正減です。

9 ページの 13 款 繰入金の 66 万 1,000 円の減は、保健基盤安定繰入金、医療給付費分の減です。

続いて 10 ページからの歳出であります。

1 款 総務費の 256 万円の増は、国保制度改革に伴う情報システム整備のための上伊那広域連合負担金の増によるものです。

11 ページからの2款 保険給付費は、1項の療養諸費で療養給付費、療養費及び手数料を合わせて277万円の増、2項の高額療養費は一般と退職を合わせて118万円の増を見込んで、2款全体では395万円の増となります。

13 ページの7款 共同事業拠出金の1,477万3,000円の減は、今年度で負担すべき額が確定したことによるものです。

14 ページの8款 保健事業費の3万8,000円の増は、医療費通知の回数を1回増やして年4回としたことによる郵送料の増であります。

15 ページの予備費で収支を調整いたしました。

続きまして、議案第16号 平成29年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ3,800万円を減額し、予算の総額を6億600万円とするものです。

5 ページの事項別明細書をごらんください。

歳入の主な内容ですが、4款のうち国庫負担金の585万2,000円の減は本年度の国の負担分として確定が見込まれる額への更正減、国庫補助金の254万円の減は現時点で交付が見込める額への更正減です。

6 ページの5款 支払基金交付金の2,183万8,000円の減と7ページの6款 県負担金、県補助金を合わせて260万2,000円の減も本年度で確定が見込まれる額及び現時点で交付が見込める額への更正減です。

8 ページの10款 繰入金は一般会計からの繰入金で、歳出の保険給付費の減及び総務費の減に対応する村負担分の減で473万7,000円の減です。

9 ページの12款 諸収入では、地域包括支援センターの事業所収入について実績見込みに合わせる調整として43万1,000円を減額いたします。

10 ページからの歳出の主な内容ですが、1款の総務費では、一般管理費、介護認定事務費とも上伊那広域連合負担金の増減で、1款全体で6万9,000円の減です。

11 ページの2款 保険給付費は、要介護認定者数が落ちてきていることから、介護サービス費と高額介護サービス費とを合わせて2款全体で3,595万5,000円の減となります。

12 ページの5款 地域支援事業は、介護予防日常生活支援総合事業の事業量の増によるものと、地域包括支援センターに採用を目指した臨時職員が確保できなかったことによる賃金の更正減及び総合事業の担い手研修を委託する費用の増で、5款全体で71万3,000円の減です。

13 ページの予備費で収支を調整いたしました。

続きまして、議案第17号 平成29年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、予算の総額を5,200万円とするものです。

5 ページの事項別明細書の歳入ですが、1款 保険料の195万9,000円の増は、本

年度の見込みと滞納繰越分の確定によるものです。被保険者数が増加傾向にありますので、保険料は増になります。

6 ページの4款 繰入金の4万4,000円の減は、一般会計からの保険基盤安定繰入金金の確定によるものです。

7 ページの5款 繰越金6万1,000円は、額の確定によるもの。

8 ページの6款 諸収入2万4,000円は、保険料還付金の実績見込みによる増です。

9 ページからの歳出ですが、1款 総務費の8,000円の減は、上伊那広域連合負担金の変更によるものです。

10 ページの2款 広域連合納付金193万2,000円の増は、保険料負担金の増と保険基盤安定分負担金の更正減によるものです。

11 ページの3款 諸支出金2万5,000円の増は、保険料還付金の実績見込みです。

12 ページの予備費で端数を調整いたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○建設水道課長

議案第18号 平成29年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ496万円を減額し、総額を1億9,693万6,000円とするものです。

歳入は、1ページありますように、手数料4万円の増額等により一般会計からの繰入金を500万円減額します。

歳出は、7ページになりますが、総務費の委託料を入札差金及び実績に伴い67万6,000円減額し、9ページ、予備費ですが、428万4,000円減額して収支調整をしたものであります。

次に、議案第19号をお願いいたします。平成29年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)について提案説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ242万6,000円を減額し、総額を1億3,728万8,000円とするものです。

歳入は、1ページにありますように、手数料1万円の増額、それから県交付金43万6,000円の減額と一般会計からの繰入金200万円を減額をします。

歳出は、8ページになりますが、実績に伴い総務費及び維持管理費の委託料を合計で149万8,000円減額をし、9ページ、予備費を92万8,000円減額をして収支調整をしたものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番

(柳生 仁) 一般会計で前段説明がありました損害補償ですけれども、その説明書によりますと、報告でとまっている車に当たったと書いてあります。泊まっている車に当たったものに対してなぜ補償が出るのか、ちょっともう少し事故の状況を詳しく



聞きたいと思います。

○総務課長 とまっている車な村の公用車で、相手方が衝突してきたという状況でありまして、そういった状況でも保険は出るということでもあります。公用車が動いていってぶつけたんではなくて、相手方がぶつかってきたということでもあります。

○6 番 (柳生 仁) とまっている車に当たった相手の車を補償したということですか。事故というのはお互いに助け合いの部分もあるんだけど、とまっている場合ってというのは10・0の事故になるのかなあって思うので、ちょっとうまくわからなかったんで、もう一度お願いします。

○総務課長 村の公用車がとまっていて、相手方の軽自動車動いてきてぶつかったと、そういう状況です。

○6 番 (柳生 仁) (聞き取り不能)

○総務課長 補償額ってということですか。補償額。だから、村の公用車が損傷した部分について出るということ、相手は相手です。

○6 番 (柳生 仁) (聞き取り不能)

○総務課長 相殺しているんです。

○6 番 (柳生 仁) (聞き取り不能)

○村 長 ええとですね、10対0ではないということなんです。それぞれ保険を掛けておりますので、その関係で相手に対して相殺補償といいますか、それで補償したと、こういうことでございます。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○7 番 (小池 厚) 一般会計の補正のところ、39ページにですね、村道新設改良費の補正額が1,840万円の説明があったんですが、工事を追加発注して事業進捗を図るという説明でございました。具体的にどこの路線かっていうのはわかたら教えていただけますか。それと、今から工事発注ってということになりますと、当然繰り越しの手続が必要あるかどうか、そこら辺も確認をさせてください。

○建設水道課長 路線につきましては、谷田黒牛線と大草中央線になります。こちらについては、繰り越しの手続といたしましては、一般会計の5ページの第2表になりますけれども、こちらのほうに繰り越しの手続を行っております。

○議 長 よろしいですか。

○7 番 (小池 厚) 5ページ……。はい……。工事の箇所は……。すみません。工事の場所は、もう1回、すみませんが教えてください。

○建設水道課長 一般会計のほうの5ページに載っておりますけれども、村道の路線につきましては谷田黒牛線と大草中央線を大きな工事として挙げてあります。場所——路線。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○4 番 (鈴木 絹子) 介護のところの介護12ページのところで委託料が50万円ってことで、専門職派遣業務委託料ってなっていますけれども、詳細がわかれば教えてください。

○保健福祉課長 すみません。ちょっと若干耳が悪いものですから確認ですが、委託料のことってい

うことでよろしいのでしょうか。

○4 番 (鈴木 絹子) はい。

○保健福祉課長 包括的支援事業2事業の委託料として50万円を計上いたしました。説明の中で総合事業の担い手育成研修の委託料というふうに説明申し上げた部分がここに該当するものであります。議会でも質問をいただいた経過がございますが、総合事業の担い手につきましては、いわゆる公的な資格がなくても村の実施する研修を修了すれば受講ができるというふうに定めております。村としましては、事業がスタートしてから1年を経過した後に総括を踏まえて再度実施をというふうに思っておりましたが、村内の各事業所さんから強い要望がありまして、今回、村内の5事業所の総意として、ぜひ研修をやってほしいという申し入れをいただきましたので、このたび短期間ではありますが集中的にやっていただくということで計上をしたところであります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

○議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず議案第14号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 [賛成者挙手]



○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 19 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 19 号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時 30 分とします。

[午前 1 0 時 4 5 分 休憩]

[午後 1 時 3 0 分 再開]

○議 長 会議を再開します。

お諮りします。

日程第 23 議案第 20 号 平成 30 年度中川村一般会計予算

日程第 24 議案第 21 号 平成 30 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算

日程第 25 議案第 22 号 平成 30 年度中川村介護保険事業特別会計予算

日程第 26 議案第 23 号 平成 30 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算

日程第 27 議案第 24 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計予算

日程第 28 議案第 25 号 平成 30 年度中川村農業集落排水事業特別会計予算

以上の 6 議案について議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長 異議なしと認めます。したがって、日程第 23 議案第 20 号から日程第 28 議案第 25 号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○村 長 それでは、平成 30 年度の一般会計予算並びに特別会計予算の提案説明に先立ちまして村政運営の基本方針について説明をさせていただきます。

三菱総合研究所が 2 月 15 日に発表しました昨年から来年にかけての経済見通しによりますと、我が国の経済は輸出、生産の堅調が予想されるという中、雇用、所得も環境の改善にあり、内需の前向きな循環が回り始めているとしており、2018 年度はプラス 1.1%と潜在成長率並みの成長を見込めるというふうにしております。ただし、世界経済のリスクの要因として、金融市場のリスク回避の高まり、社会の GDP の 4 割を占めるアメリカと中国経済が同時に失速した場合、そしてアメリカの保護主義の高まりが 3 大リスクであるという指摘もしております。

財務省の長野財務事務所、1 月 31 日に発表した最近の県内の経済情勢によりますと、生産活動は緩やかに回復している、雇用情勢も改善をしている、企業の景況感 は 29 年度通期で増加あるいは上昇となっております、個人消費の持ち直し等、総合的な判断は、県内経済は回復しつつあると、こういうものであります。

こうした中でありますが、中川村につきましては、ことし 1 月 1 日の住民基本台帳人口 4,950 人で、自然減、社会減と両面で減少が続いております。少子高齢化に歯どめがかからない、こういう状態が続いております、中川村創生総合戦略での移住・

定住環境の改善策、子育て支援の施策など、引き続き展開が求められているというふうと考えております。

国の予算であります、昨日、衆議院を通過したところであります。一般会計予算規模は 97 兆 7,128 億円で、対前年度比 2.6%、2,581 億円増の過去最大規模のものでございます。

一般歳出は 58 兆 9,000 億円で、やはりこれも前年度比 0.9%の 5,000 億円増ということで、7 年連続の増額となっております。

対しまして、私たちに一番関係の深いことではありますが、地方財政計画におきましては、歳出総額が 86 兆 9,000 億円、このうち国庫支出金、地方債等を除いた地方一般財源総額は 62 兆 1,159 億円で対前年度比 356 億円増と前年度総額を上回って確保されてはいるものの、地方交付税について申しますと、16 兆 85 億円で、前の年に比べまして 2%、3,213 億円の減となっております。村予算の歳入の 51%程度を占める交付税、これに対する影響は少なくないものと考えております。

県の一般会計当初予算を見ますと、総額 8,464 億円で対前年度比 1.9%減となっておりますけれども、国の補正予算に対応しました 2 月補正予算 211 億円と合わせますと昨年度予算を 49 億円上回っているということでありまして、前年度並みを確保しているということのようでございます。

こうした中、昨年 5 月に、私、村長に就任して初めての予算編成となりました。さきに述べました地方交付税の見直し等の減額要素がある一方、固定資産税や軽自動車税の増額要素等をかたく考慮しまして編成したところでございます。中川村第 5 次総合計画や過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生中川村総合戦略など、この計画を基本にして、村長公約として 6 点掲げましたが、この公約を一つ一つ実現することを見据えまして事業化、予算化を図ってまいりました。

また、昨年 9 月 25 日から 12 月 6 日にかけて全 27 地区で懇談を行いまして、地域づくり、村への要望、移住、定住を進めるために中川村の特徴を出すことなど、貴重なご意見をもとにしまして、各地区に共通する課題を、この解決を図る視点を持って新たな事業化と経費等を考えて予算を編成をしてまいりました。村の課題であります少子化と高齢化への対応、地域力の維持、子育て支援、農地などの保全や地域資源を生かした経済振興等に要する経費を引き続き計上いたしながら編成をしたところであります。

村発足 60 年に当たることは、過去の経過を振り返るとともに、これからの村の発展の起点となる企画を展開をしてまいります。

また、平成 32 年、2020 年度から 10 年間の村の進むべき方向を定める第 6 次中川村総合計画の策定に備えまして、村民の皆さんとともに議論をしてまいります。次期計画期間中の後半にはリニア中央新幹線の開通や三遠南信自動車道路のさらに延伸がされ、人の流れと物流など、経済全体が大きく変わるものと想像される中で、村の将来像を描く準備を確実に進めてまいります。

それでは、村総合計画の 4 つの基本目標に沿って施策に反映した公約など説明をし

てまいります。

基本目標の1つ目は、誰もが安心して元気に暮らせる村づくりを進める、このためについてであります。

まず、行政の行うべき基本的な仕事であります村民福祉の維持、向上、保健、医療の確保と充実についてでございます。

本村の子育て支援は、中川村子ども子育て支援事業計画にあり、それに基づいて実施事業化図ると同時に、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境をと整えていくこととしております。

つどいの広場バンビーニをチャオの2階に開設して12年が経過しようとしております。村内外からの子どもや親の育児の情報の交換や出会いの場として、またさまざまな子育てについての相談、指導の場として、引き続き充実した運営を進めます。

急な保育要望に対応し、育児と仕事の両立を援助するため、ファミリーサポートセンターを新規開設し、要望に応えてまいります。

小学校1年生から6年生までを預かる放課後児童クラブは、東西の小学生が集まって顔を合わせるとともに、少子化の影響で地域では経験できない縦の子どものつながりができます。引き続き介護予防センター西館で開設してまいります。

子育ての中で、大切な子どもを預かる保育園は中心的な位置を占めております。保育環境を施設面から整えてまいります。みなかた保育園では、生活スタイルの変化に対応してトイレの洋式化を進めていきます。

男女の就労の機会が増える中で保育要望に応えるため、早朝保育及び通常保育時間後の長時間保育を従来どおり実施し、ことしから土曜日の希望保育を通常保育時間に延長して実施してまいります。

お子さんの誕生を祝い、負担の軽減に役立てていただくため、引き続き第1子から出産祝い金を給付いたします。

保育所運営審議会から保育料軽減化の答申をいただきました。4月1日からであります。各階層での保育料を郡下最低基準を目指して引き下げ、第3子以後の保育料は無料にすることなどの見直しをいたします。

お子さんの特性、親の心配をしっかりと受けとめ、親子ともに学ぶ場として定着しておりますおひさまクラブを引き続き運営してまいります。

子育てで悩み、子どもを虐待するケースが全国的に見られております。子どもの命と権利を守るため、子育て短期支援事業を実施してまいります。不用になることを願いながら最小の予算を確保いたします。

若年層の定住化を促進し、人口の維持等を図るため、子育て世代の住宅取得支援を行い、3世代同居や近居のための新築、増改築を今年度も支援してまいります。

次に、青少年育成と家庭を含めたきめ細かな支援について申し上げます。

少年スポーツクラブの運営や子ども育成会の開催など、熱意ある指導者、地域の皆様に支えられて子どもたちの育ちがあります。引き続き健全育成のための予算を確保し、それぞれの皆さんの支援等を行ってまいります。

家庭で子どもが守られ、健やかに成長するよう見守り、環境を保障する義務があります。児童虐待だけでなく、放任も重大な罪であります。また、子どもの閉じこもりも、いずれ社会生活を送る中では見過ごしていくわけにはまいりません。専門知識を持つ家庭相談員を保健福祉課に配置し、教育委員会には教育相談員を置き、連携した活動を進めるとともに、保育園から小中学校関係者からなる子ども育成推進会議での検討を進めていきます。

上下伊那各地に分散する高校の通学を後押しをする高校生通学支援を引き続き行います。

次に、高齢者、障害者福祉の推進について重点を申し上げます。

まず、高齢者福祉の推進につきましては、お元気な高齢者の皆様が高齢者憩いの家など外に積極的に出かけていただき、心身の若さを保ち続けられるように移手段の充実と利用の普及を進めてまいります。

また、高齢者の日常生活を支えるため、自発的デイサービス、福祉有償運送、生活指導員等派遣事業を村社会福祉協議会に委託をして実施をいたします。

できるだけ長く身の周りのことが御自身でできるように介護予防教室などへの参加する機会を増やすため、地域とともにこのことを進めてまいります。

同時に、生きがいを持ちながら社会の中での働き手として確たる位置を占めておりますシルバー人材センターの活動を補助し、支援をしていきます。

福祉タクシー券が年々利用されるようになってまいりました。利用者の声を聞きながら、見直しの検討も含めて進めてまいります。

経済的理由、家庭的諸問題で在宅生活が困難な高齢者の皆さんを保護し、必要に応じて養護老人ホームへの入所を行います。

障害のある皆さんの福祉サービスは権利として保障されなければなりません。そのため、障害者施設入所、短期入所、生活訓練及び児童デイサービスなど、自立支援を支える給付事業を継続をして実施をいたします。

身体障害のある方の日常生活を支える盲導犬、聴導犬、介助犬などの地域の補助制度を今年度から新しく設けて自立した生活を支えていきたいというふうにしてまいります。

次に、保健医療並びに福祉医療の充実について申し上げます。

保健事業につきましては、特定健診、各種がん検診等の受診者を数、率ともに高めるよう取り組むと同時に、再検査を受けてからの食生活、運動などの改善を図るため、職員の能力を発揮し、それぞれの場面でしっかりと支援してまいります。

母子保健事業につきましては、産後ケア・乳房ケア事業に引き続き取り組み、妊娠期から子育て時期までの切れ目のない支援のため母子保健コーディネーターを引き続き置いてまいります。

新たに新生児に対する聴覚検査に補助を行います。すべての新生児が安心して検査を受けられるようにしてまいります。

平成30年8月1日から乳幼児医療が県下一斉に現物給付となります。昨年10月か

ら実施しております受給者負担の無料化と合わせて、原則窓口負担なく医療機関に受診できるようにしてまいります。

次に、学校教育、社会教育の充実を図ってまいります。

小中学校の学びの環境を引き続き整えると同時に、施設面では小中学校の施設の老朽化等に対し修繕等を進めます。

また、衛生管理がされた施設でおいしい安心な給食を食べてもらうために給食センター調理職員の休憩室の拡大、職員トイレの分離及び事務室の拡張が必要になってまいりました。そのため、施設の設計費を計上をいたしまして次年度の改築工事に備えたいと思っております。

ふるさとを愛し創造する心豊かでたくましい中川の子どもを育むため、人的配置と予算を新たに計上いたしました。

信州型コミュニティ・スクール、キャリア教育をさらに進めるためのコーディネーターを配置をいたします。

不登校、教室に入れない児童生徒にかかわる生徒相談員を中学校に、及び教育相談員を教育員会に、それぞれ1人を配置するように予算措置を行っております。保健福祉課の家庭相談員とともに、気持ちが解け前向きになれるよう、長い目で取り組みを進めてまいります。

国内はもとより、広く海外に目を向け活躍する人材が求められる時代になっております。伊南中学生海外派遣国際交流事業に取り組みをいたします。

社会教育の推進のために図書館事業、公民館事業をさらに充実するよう努めてまいります。

社会体育につきましても、スポーツ団体の育成、さわやかウオークの実施についても継続をして補助を行い、ことしが最後になるというふうに言われております第11回なかかわハーフマラソン大会に対しても例年同額、同様でございますが補助をし、支援をしてまいりたいと思っております。

村の文化の継承と創造を進めていくために各種施設の維持管理費、指定管理料等を引き続き計上をいたしました。

懸案となっております歴史民俗資料館の施設の改善を初め周辺施設のあり方の検討を始めるため、検討委員会委員の報酬及び検討資料の作成を新たに計上をいたしました。

アンフォルメル中川村美術館の本館展示場と事務室の空調工事を計上し、多くの方に作品を鑑賞してもらえるように進めてまいります。

また、ことしが美術館開館25周年に当たり、村発足60年に重なることから、記念事業実施予算を計上をいたしました。

基本目標1の最後になりますが、安全と安心の確保について申し上げます。

村民の命と財産を守るため、それぞれの仕事を持ちながら消防団が活動しております。夜勤、交代勤務等のある中で自主的に活動する消防団を装備面での近代化を計画的に図り、家族の支えに応えるために消防団員商品券配布を継続し実施をいたします。

防災に関しましては、毎夜必要な防犯灯の維持、管理及び新設設置の助成等を進め、備蓄飲料水を新たなものにかえて保管するとともに、災害時用の仮設トイレを新たに購入をいたします。また、中川村ハザードマップを見直し、改定して印刷をしまして、住民の皆さんの日ごろの防災意識の醸成と各家庭の防災対策、こういったものをあわせて進めていきたいと思っております。

緊急警戒システムのJアラートの受信機ソフトの更新を行います。また、無線設備運用サーバー更新をあわせて予算計上し、大規模停電時に災害対策本部電源及びこれらの装置やエコーシティーのCEKサーバーなどの72時間の作動環境をつくるため、非常用発電機及び燃料供給施設の再整備が必要となっております。そのため、緊急防災・減災事業債を借り入れ、発電機油庫等整備工事を行ってまいります。

基本目標の2つ目は、村全体が農村公園の美しい村づくりを進めることについてであります。

初めに生活環境の整備について申し上げます。

公営住宅、村営住宅の維持管理を引き続き行い、入居者の要望に応えつつ優良な住居環境を確保してまいります。

大草城跡公園、天野中川河川公園は、多くの方に楽しんでいただき、またさまざまな利用をしていただいております。引き続き来園者、利用者に応えられるだけの管理をしてまいりたいと思っております。

中組地区に今年度建設中の村営住宅の敷地の一角に、この村営住宅の入居者、道路を挟んだ南のアルプスビュー沖町の入居者の皆さんに利用していただくように、小さいながら緑地公園を整備をいたします。

上水道、下水道及び農業集落排水施設の良好な維持と管理を続けるとともに、利用者の皆さんから使用料金を正確にいただき、施設の運営に努めます。

また、公共水道の集合処理施設につきましてもは接続の喚起と相談を進めて水洗化率の向上を図るとともに、集合処理区域外の皆さんにつきましてもは合併処理浄化槽の設置を進めてまいります。

公共下水道片桐処理場内汚泥処理施設を利用して太陽光発電を行い、電気使用量の減額に努めてまいります。

村営巡回バス運行事業を引き続き行いまして、商業地の集まるチャオを結節基地として村民の足として利用の促進を図りながら運行を行ってまいります。東西線の利用に関しましては、運行時間帯変更の要望、運行復活の要望がそれぞれの地域事情を背景として出されております。利用者の皆さんに対するの説明を随時行い、あわせて試行運転も検討してまいります。

続きまして環境保全について申し上げます。

リニア中央新幹線工事で工事車両の運搬が渡場交差点を経て運行をされます。引き続き渡場交差点付近の大気の状態、振動や騒音を測定するため、長野県当局から環境測定車をお借りし、配置をいたします。

特定植物であるアレチウリが河川筋だけでなく隣接する農地にまで侵入しておりま

す。地区の自主的な駆除作業をしていただいておりますけれども、地区境では駆除の手が入らない状態であります。地区境を中心にして計画的に駆除を進めていきます。そのための予算を計上したいと思っております。

基本目標2の最後に、道路橋梁等のインフラの整備を計画的に進めてまいりたいと思っております。

村道の改良につきましては、整備計画に基づいて計画的に進めます。

過疎対策事業債と辺地対策事業債により5路線の改良工事及び測量調査を実施いたします。

引き続き村道維持管理費を計上し、地区要望の多い箇所改修、道路舗装等、過疎対策事業債での整備分及び社会資本整備交付金を計上するとともに、所有者の了解の上で、村道隣接民有地の高木、高い樹木等の伐採撤去を新たに進めることとしました。所有者や地元での伐採が不可能な箇所に限り計画的に進めてまいります。

あわせまして、なかがわ美し隊に委託をし、村道のり面の維持、交通に障害のある樹木枝の伐採撤去を引き続き進めてまいります。

橋梁の長寿命化対策では、橋梁点検調査結果に基づき緊急性の高い橋梁の詳細調査設計及び修繕工事を進めてまいります。

堆砂が進み河川断面を小さくしている村管理の河川の浚渫を行うため、新たに浚渫工事費を計上いたしました。

基本目標3つ目の村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくしを進める、こういうことについて説明を申し上げます。

まず農業の振興についてであります。

新しい農業委員会委員の定数を定める条例をお認めいただきました。順次新しい農業委員、農地利用最適化推進委員の任命を行うべく、地区に対しまして推薦等を働きかけてまいりたいと思っております。このことが農業振興のまず出発点だというふう捉えております。

営農センターの長として、営農センターを中心に地区営農組合やJA等の農業生産者を代表する団体、農事組合法人みなかたや農業経営者会議などの専業農家団体等と農業振興施策等の方向性を同じにしていくことが必要と思っております。現状分析をし、議論して振興施策を固めてまいります。

農業をなりわいとして生きる若手の農業者や地域の担い手である農家等に対して支援を行うため、農業担い手支援事業補助金制度を創設いたします。対象は、産地パワーアップ事業等、国県補助事業の増高補助、単独の農業用機械施設等の導入に関しての単独補助を検討をして考えておるところであります。

次に、農地利用調整と担い手の育成を進めてまいります。

1つは、人・農地プランをもとに地区集落営農組合等での利用集積を進めるとともに、農地中間管理事業制度を有効に活用し農地集積を図ってまいります。

また、県里親制度や農業次世代人材投資事業などを活用し、新規就農者、青年就農者を支援いたします。新規就農を希望する人には、新規就農者研修制度を活用し、

地域おこし協力隊による新たな担い手の確保も検討してまいります。

設立間もない農事組合法人みなかたでは、農地管理と耕作について検討が始められております。経営について議論に加わるとともに、組織の運営を軌道に乗せるために人的な支援を行ってまいります。

農業振興と交流人口の増加を図るため農業観光の交流、農家民泊の拡大を図ってまいります。

また、農業振興、観光農業の窓口となる交流センターの設立をできるところから展望し、取り組みをしていきたいと思っております。

第4期対策となる中山間地域直接支払事業を継続し、中山間地域の農地保全、耕作支援を行ってまいります。

農産物加工施設つくっちゃオの指定管理者と話し合いを継続し、施設の有効活用や第6次産業化、特産品の開発、販路開拓を進めてまいります。

特産品の開発、PRの中心となる地域おこし協力隊隊員を1人雇用し、進めてまいります。

野生鳥獣害対策につきましては、引き続き補助事業を活用し進めてまいります。特にニホンザルにつきましては、捕獲、追い払い、環境整備など、地域ぐるみで総合的な対策を進めてまいります。

続いて林業振興について申し上げます。

林業振興の鍵である林道の維持管理、安全対策を進めてまいります。

陣馬形山魅了創造プロジェクトの整備方針に基づき林道黒牛折草峠線の黒牛一陣馬形間の安全施設の設置、グレーチングの設置を進めてまいります。

陣馬形山キャンプ場周辺の伐採を進めていきます。

水源林造成事業として四徳東山団地の整備を、里山の整備として片桐北部団地の整備をあわせて進めます。

村発足60年記念植樹祭を飯島三林地籍を会場にして実施をいたします。植樹面積1ha、ヒノキ苗2,500本を総勢200人の出席者で行いたいと考えております。

木の駅実行委員会におきまして森林資源の林地残材の搬出、地域通貨を活用しての地域内経済の循環、燃料として供給する木の駅がいよいよ動き出します。社会実験を通じて本格稼働にかけて支援をしてまいります。

森林法の改正によりまして平成31年度から林道台帳公開に備えるため、管理ソフト、専用パソコン及び初期データ入力委託等の林地台帳システム整備費を新たに計上いたしました。

森林対象者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山域の活性化を図る取り組みを行う活動組織に対しまして、国の補助金減額に対して一部ではありますが補助をして、事業の推進を支援をしてまいります。

続きまして商工業、観光の振興についての取り組みについて説明をいたします。

商業者の起業、事業継続等を支援する商業振興事業補助金制度をつくって店舗等の新築、改装等に対して補助支援を行ってまいります。これにより、空き店舗等活用促

進事業を活用した起業だけではなく、ちょっとした店舗のリニューアルにも対応できるものと考えております。

チャオのにぎわいが中川村の商業等の振興に直結するものと考えており、地場センターへのたじまファーム機能の移転に合わせて村が使用する部分のセンター床等の補修工事費を負担をしていきたいと思っております。たじまファーム移転後の跡地は地場センターとして位置づけ、情報発信の場、また当面は展示スペースとして村が管理運営をしております。

村商工会の取り組むさまざまな事業と経営指導員の役割について補助支援を引き続き行い、県、村の制度資金保証料並びに利子補給について負担を続けてまいります。

村内企業に就職した従業員の皆さんを就職祝い金給付で応援をしております。

陣馬形山魅力創造プロジェクトの中心である山頂のトイレの新築、給水施設、テントサイト通路等の整備、陣馬形山案内看板設置などの整備を行っております。

また、桑原キャンプ場、釣り堀場の老朽化した施設の修繕工事を行います。

陣馬形山、四徳森林体験館、キャンプ場、桑原キャンプ場、釣り堀、これをつなぐ周遊ルートを中心は陣馬形山にあります。多くの人を訪れることに従い施設の利用も増え、日々の管理が必要となっておりますが、管理者が不在の状態であります。キャンプ場の維持管理の将来のあり方もあわせて考えてまいります。

最後に基本目標の4つ目であります村の魅力を生かした産業育成で若者が夢を持てる村づくりを進める取り組みを行います。

まず地域づくりについてであります。

第5次総合計画においては、地域づくりのポイントに協働の村づくりを進めることとしております。計画時点では地区の未加入者を地区に迎え入れること、老朽化する地区施設の更新、男女がともにつくる地域をいかにつくっていくかということが中心にありました。少子化、高齢化が予想以上の速さで進み、地区の存続が危ぶまれるようになり、地域を担ってくれる移住者を受け入れ定住化を進めることや村で起業する人を受け入れ仕事づくりを進めることが求められるように変化をしております。小平地区に建設中のお試し住宅、上前沢地区に建設中のシェアオフィスの利用者を広く募集し、移住者、起業者を広く求めてまいります。また、同施設を管理し、地区と村内の起業希望者とのつなぎを行う地域おこし協力隊や集落支援員を設置をしております。

中川村で仕事を掘り起し、新たななりわいをつくる目的で活動する地域おこし協力隊という外部人材が求められております。今までに1人が農業者として独立し、ヒマワリオイルの開発ですとか自然薯の人工栽培に取り組んでおります。また、もう1人は6月の任期終了後に林業者、林家民宿経営を行うよう計画中であります。農業振興、木の駅の運営の引き継ぎなど、それぞれの分野で地域おこし協力隊を募集し、適材者を充ててまいります。

地区集会所は、牧ヶ原地区を残して耐震化工事が終了をしております。牧ヶ原地区集会所の移転新築を行い、地区の人々の集う場所及び地区の皆さんの1次避難施設と

して確保をしております。このことにより全地区での集会施設の改築、新築が終了しますが、移住者増により手狭になり、増築や駐車場の舗装など、新たな要望がたくさん出てまいっております。これらの声に応え地区集会施設及び周辺整備の補助制度をつくりました。この事業を活用していただきたいと考えております。

村づくりの基本方向を第5次総合計画で定め、実現するべく進めてまいりました。残る2年間で見直し、次の10年でどんな中川村をともにつくっていくか考える時期に来ております。今年度は次期計画を策定するための準備に取りかかる時期でございますし、課題を整理し、策定の準備を進めてまいります。

行財政運営について申し上げます。

村の限られた財源の有効活用を図り、各種の計画に基づく施策を着実に実行するとともに行政サービスの向上に努めてまいります。

節電に努めることは経費節減の基本でございますが、役場庁舎、文化センターなどの必要な公共施設の電力供給契約先を見直し経費の削減に努めてまいります。

より一層時代に即した行政事務の適正化と仕事の均衡を図るため、特に移住・定住対策に関する業務分担を見直し、事務の担当窓口がわかりやすいものとなるように事務分掌を見直しをいたします。

次に広域連携についてであります。

NPO法人日本で最も美しい村連合に加盟して10年を迎えます。

中川村日本で最も美しい村づくり推進計画を策定をいたしました。美しい村づくりを進める指標として村民がそれぞれの立場で取り組み、検証し、次の取り組みにつないでいきたいと思っております。

また、長野県加盟町村、加盟地域とともに交流し、共同の取り組みを通してそれぞれが輝くように進めながら、全国の加盟町村が集う北海道鶴居村での総会、フェスティバルに代表参加し、交流を深めてまいりたいと思っております。

基本目標4の最後に、発足60年を契機に新たな村づくりを進めてまいりたいと思っております。

昭和33年に南向村と片桐村が合併し中川村が誕生し60年を経過をいたします。合併直後の36年集中豪雨災害で大きく被災し、四徳地区の集団移住、高度経済成長に合わせるように人口の急激な減少と過疎化、そして平成の合併議論を経て今日に至っております。課題は多くありますけれども、過去を振り返り、これからの中川村づくりを進める契機として記念式典を10月20日に開催することを初め、村内のさまざまな団体が取り組む催しや大会に協賛を行うなど、村全体の取り組みになるように記念事業等を展開をしております。

中川村発足60年を契機に、改めて協働の村づくりを進める理念のもとに将来にわたり持続可能な村づくりを進めてまいりたいと考えております。引き続き村民並びに議会の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いし、村政執行の方針説明とさせていただきます。

なお、以下、予算案につきまして、副村長、それから担当課長のほうから説明を申

○議長 上げますので、よろしく願いをいたします。

○副村長 続いて議案の内容説明を求めます。

それでは、続きまして私のほうから議案第20号 平成30年度中川村一般会計予算についてご説明いたします。

予算書1ページをごらんください。

第1条で予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,700万円とするものです。

平成29年度当初予算と比較しますと、前年度計上されていた村営住宅建設事業やケーブルテレビ伝送路設備高度化事業など大型事業が完了したことにより3億100万円、8.8%の減額となります。

第2条から第5条は地方自治法の規定により定めるもので、第2条の債務負担行為は第2表により、第3条の地方債は第3表によるものとし、第4条の一時借入金の最高額は5億円と定め、第5条の歳出予算の流用では人件費に限り同一款内における各項目間の流用ができるよう定めるものであります。

2ページから6ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算で款、項ごとの金額を記載してあります。

7ページの第2表 債務負担行為につきましては高齢者憩いの家、片桐北部農村広場、桑原キャンプ場及び小渋釣り堀場の指定管理料に関するもので、期間はいずれも平成30年度から32年度までの3年間で、限度額はそれぞれ記載のとおりであります。

続いて8ページから10ページの第3表 地方債であります。コミュニティーセンター建設事業以下28事業について、過疎対策事業債を主に、それぞれ括弧書きの起債事業により総額3億9,080万円の起債の発行を予定するものであります。

平成29年度と比べると、村営住宅建設事業の減などにより9,250万円、19.1%の減額となっております。

続いて歳入歳出予算の概要についてご説明いたします。

お手元の別刷りの配付資料、右肩に「予算説明資料1」、「平成30(2018)年度中川村一般会計予算(案)の概要」と記載があります資料に沿って説明をいたします。

新年度予算の基本方針と施策の主な内容につきましては、先ほど村長が説明したとおりでありますので重複する部分もありますが、具体的な金額等を含めて改めてご説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、村税は4億4,792万円で歳入全体の14.3%を占めています。固定資産税や軽自動車税の増額計上により前年度比367万円、0.8%の増額となっております。

地方交付税は16億1,200万円で歳入全体の51.3%を占めています。うち普通交付税は15億4,000万円で、平成30年度地方財政計画の地方交付税分2.0%の減額計上や前年度の交付実績などを踏まえ前年度比2,500万円の減額といたしました。また、特別交付税7,200万円は、過去の実績、対象事業の試算を踏まえ前年度比200万円の増額といたしました。

分担金及び負担金2,796万円は団体営農地事業の分担金が新たに計上されています

が、県営農村災害対策整備事業の分担金減額や保育料及び軽減措置の見直しによる減額によりまして前年度比1,104万円、28.3%の減額といたしました。

国庫支出金1億6,897万円は児童手当や障害者自立支援給付費などが増額計上をされておりますが、臨時福祉給付金事業の終了や耐震性防火水槽設置工事の完了により前年比1,804万円、9.6%の減額であります。

県支出金2億1,004万円は、農業振興事業の産地パワーアップ事業補助金や県知事選挙費など新たに計上されておりますが、地籍調査事業に係る補助金の減額などで前年比186万円、0.9%の減額であります。

寄附金510万円は、防火水槽分の寄附金が減額となりましたが、企業版ふるさと納税として申し出をいただいております寄附金500万円を新たに計上し、前年度比360万円、240%の増額となっております。

繰入金200万円でございますが、前年度はケーブルテレビ伝送路設備高度化事業の楮情報化基金の繰り入れがありましたが、今年度は村発足60周年記念事業へ充当するための財源としてふるさと創生基金繰入金のみの形状となり、前年比1億4,200万円、98.6%の減額であります。

諸収入2,603万円は、ケーブルテレビ施設利用料や土地改良施設維持管理適正化事業交付金の減額により前年比3,443万円、57%の減額であります。

村債3億9,080万円は歳入全体の12.5%を占めています。計上額のうち75.5%を占める過疎対策事業債は陣馬形の森公園トイレ改修事業分、アンフォルメル美術館エアコン更新事業分などを新たに計上するとともに、村道4路線の改良、コミュニティーセンター建設事業分などを引き続き計上いたしました。辺地対策事業債は村道改良1路線分、公共事業等債は県営農村災害対策整備事業分を引き続き計上し、緊急防災・減災事業債は自家発電機油庫等整備事業分の計上と新たにJアラート、全国順次警報システム受信機更新事業分を計上をいたしました。また、今年度は臨時財政対策債を計上し、村債全体では新規、増額分と平成29年度完了事業分と差し引きで前年比9,250万円、19.1%の減額となっております。

性質別では、村税などの自主財源の比率が19.6%、地方交付税など依存財源の比率が80.4%という歳入構造でありまして、依然、依存財源に頼るところが大きい予算であります。

続きまして歳出についてご説明をいたします。

予算書の科目と違っておりますが、第5次総合計画に記載してあります章立てで予算の概要を説明をさせていただきます。

初めに、1、福祉、保健、医療の充実であります。子育て支援ではファミリーサポートセンター事業122万円、子育て短期支援事業26万円を新たに計上し、多様化する保護者就労への対応と緊急時に保育を要する家庭への支援の充実を図ります。

また、出産祝い金267万円を拡充計上いたしました。

青少年育成では、高校生通学支援事業122万円、奨学金返還支援事業150万円を本年度も引き続き計上し、子育て世帯、若者のUターン促進を図ります。



また、子どもや家庭のさまざまな問題の相談に対応するため、引き続き家庭相談員設置費として235万円を計上いたしました。

高齢者福祉では、既存のサービスや扶助施策を継続するとともに、養護老人ホーム措置費937万円を増額計上いたしました。

障害者福祉では、障害者支援事業として身体障害者補助犬飼育費補助事業4万円を改に計上するとともに、生活の自立と地域で安心して暮らせるよう引き続き自立支援給付費9,595万円などを計上をしており、しております。

保健、医療では、引き続き予防接種や健診などの予防事業として1,898万円を計上し、生涯を通じた健康づくりを推進いたします。

続いて2の教育振興であります。義務教育では、東西小学校及び中学校の施設管理、教育振興関連経費を確保した上で、両小学校の校長住宅及び東小学校教頭住宅の改修工事1,503万円、給食センター事務室及びトイレ増設工事設計業務として259万円を新たに計上し、より安全な施設運営を図るとともに、給食センター内清掃業務81万円や食器、食缶の更新費の計上により安全な給食の提供を行います。

また、地域未来塾事業35万円を新たに計上し、家庭での学習が困難な児童生徒の学習支援を行います。

社会教育、社会体育、文化の継承と創造では、文化センターを初めとする多岐にわたる教育・文化施設の管理経費を確保した上で、新たにアンフォルメル美術館エアコン更新工事572万円を計上し施設利用環境の向上を図るとともに、開館25周年を迎える当美術館の記念事業費14万円を計上いたしました。

また、歴史民俗資料館周辺の施設整備の検討を行うための委員報酬、検討資料作成等の費用として60万円を新たに計上しております。

3の安心・安全確保であります。消防、救急では、消防団第4部詰所修繕工事として390万円を新たに計上し、消防施設の整備を図ります。

また、日々地域の安心と安全のための活動をしている消防団の士気向上を図ることを目的として団員への商品券報償費200万円を引き続き計上をいたしております。

防災費では、自家発電油庫等整備工事と設計監理業務費用として2,350万円を計上するとともに、新たに全国瞬時警報システム、Jアラートの受信機の更新業務として270万円、無線設備運用管理のサーバー更新業務として162万円を計上し、災害発生時に備えてまいります。

4の生活環境の整備であります。公園、緑地では、現在建設している中組地区の村営住宅地への緑地整備工事費として500万円を新たに計上し、生活環境の整備を図ってまいります。

公共交通では、引き続き村内巡回バス運行事業2,056万円、NPO有償運送事業利用料割引負担金として144万円を計上し、村内公共交通の充実を図ってまいります。

5の環境の保全であります。環境政策の推進では、リニア中央新幹線建設工事に伴う対策協議会の開催と工事車両通行に備えて大気環境状況を把握するための大気環境測定車設置の関連経費として49万円を引き続き計上をいたしました。

循環型社会の構築では、上伊那広域連合と伊南行政組合の各種環境衛生関連負担金として2,899万円を計上するとともに、新たに特定外来植物駆除業務として70万円を計上をし、環境の改善、保全に努めてまいります。

6の生活基盤の整備でございます。景観では、引き続き公共的不要看板撤去事業として10万円計上し、美しい景観の保全と住民意識の高揚を図ってまいります。

道路橋梁では、村道の維持管理関係経費として5,374万円、村道5路線の改良工事関連経費として1億6,300万円、橋梁修繕工事として4,038万円を計上し、道路、橋梁や関連施設の維持保全に努めるとともに、改良を進め、交通の利便性の向上と安全性の確保を図ってまいります。

河川、砂防では、河川浚渫工事費として260万円を新たに計上し、良好な河川環境の確保を図ってまいります。

7の産業の振興であります。農業では、既存の農業振興施策に係る予算を確保しつつ、担い手育成対策として農業担い手支援事業補助金200万円、高収益作物への転換支援として産地パワーアップ事業補助金610万円を新たに計上し、農業資源の発掘、担い手農業者の確保、育成、農地の利用促進を図ります。

また、団体営農地事業、農地耕作条件改善事業では、西原地区の農道舗装工事420万円を計上しております。

林業では、森林バイオマス活用協議会の委員報酬14万円、木の駅事業60万円、林地台帳管理システム導入103万円、森林山村多面的機能発揮対策補助金150万円を新たに計上し、森林の管理及び資源の活用に向けた取り組みを進めてまいります。

商工業では、創業などの支援として新たに商業振興事業補助金100万円を計上するとともに、商工会補助金696万円を増額計上し、商工業の振興を図ってまいります。

観光では、新たに企業版ふるさと納税活用による陣馬形山魅力創造プロジェクト事業として4,805万円、桑原キャンプ場、釣り堀場の施設修繕として130万円を計上し、老朽化した施設の整備による観光環境の課前を図り、観光客誘致につなげてまいります。

また、伊南DMO負担金10万円、中央アルプスジオパーク構想推進協議会負担金4万円を新たに計上し、広域的な観光連携を図ってまいります。

8番、地域づくりであります。協働の村づくりでは、既存の地域づくりに係る予算を確保しつつ、昨年度設計を行った牧ヶ原集会場建設工事4,349万円を計上するとともに、地区集会施設及び周辺整備補助金400万円を増額計上し、地区の活動拠点、施設の整備を進めてまいります。

また、お試し住宅及びお試しシェアオフィスの管理運営経費として175万円を新たに計上するとともに、3世代同居・近居支援事業450万円の増額計上など、各種補助金を引き続き計上し、移住・定住促進の加速化を図ってまいります。

さらに、30年度は村発足60周年を迎えるため、どんちゃん祭り負担金810万円の増額計上、60周年記念事業981万円の新規計上により、村の節目を祝うとともに、村のさらなる発展の契機といたします。

他地域との交流では、他の伊南市町村との中学生とともに異文化に触れ交流を通じ広く見聞を深めるため、新たに伊南中学生海外派遣国際交流事業 50 万円を計上をいたしました。

9 の行財政運営でございますが、平成 32 年度から始まる中川村第 6 次総合計画の策定支援業務として 250 万円を計上し、来年度から準備を進めてまいります。

健全財政では、経費節減対策として新たにエネルギーサービスプロバイダー業務委託料として 174 万円を計上し、村の所有する高圧電力 5 施設の電気料削減を図ってまいります。

また、30 年度に予定をされております村議会議員一般選挙費 484 万円と県知事選挙費 514 万円を新たに計上をいたしました。

以下、歳出の性質別の内訳、また村の財政状況につきましては、資料の 4 ページ以降に記載してありますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

一般会計の健全度合いは、資料に記載してございますように、経費の節減や補助金などの財源確保によりまして、市町村合併が議論されていたころに比べまして財政状況は徐々に改善をされてきており、現在はおおむね健全な財政状況にあると言えます。

今後、次代の変化や社会のニーズに対応していくとともに、進行する人口減少、少子高齢化、また各種施設の老朽化による維持管理や更新時期などを見据えながら計画的な財政運営を行っていく必要があるというふうに考えております。

以下、予算説明資料 2 につきましては、予算の内容を前年度と比較して抜き出しグラフ化したものでございます。

また、資料 3 につきましては、中川村第 5 次総合計画の基本目標に照らし合わせて特徴的な事業を抜粋したものでございますので、こちらも後ほどお目通しをいただければというふうに思います。

以上でこの場での予算概要説明とさせていただきます、詳細につきましては予算特別委員会の席で各担当課よりご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

特別会計につきましては担当課長からご説明をいたします。

それでは、保健福祉課所管の 3 つの特別会計についてお願いをいたします。

予算書並びに予算説明資料 2 の 6 ページ～11 ページをあわせてごらんください。

最初に議案第 21 号 平成 30 年度中川村国民健康保険事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 4 億 7,400 万円と定めるものです。前年度に比べ 7,800 万円 14.1%の減額となりました。

国保の運営は、平成 30 年度から県と市町村とが共同保険者になり、国保財政の基本的な枠組みが大きく変わります。県は保険給付に必要な費用を全額市町村に交付し、市町村は県が決定した国保事業費納付金を支払うために必要な費用を国税で徴収いたします。

歳入のうち、国保税は 1 億 711 万円で歳入全体の 22.6%、県支出金は保険給付費等

交付金で 3 億 3,317 万円と歳入全体の 70.3%を占めることとなります。

歳出のうち、保険給付費は 3 億 2,888 万円で歳出全体の 69.4%、国民健康保険事業費納付金は 1 億 3,090 万円余りで歳出全体の 27.6%を占めます。

平成 30 年度は一般会計からの繰入金で収支の均衡が図れる見込みですが、国保事業費納付金が今後どのように推移するかは見通せない状況です。今後の安定運営のため保険料の慎重な見直しが必要となります。

次に議案第 22 号 平成 30 年度中川村介護保険事業特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 6 億 2,400 万円と定めるものです。前年度に比べ 400 万円、0.6%の減となりました。

今年度は、第 7 期介護保険事業計画、2018～2020 年度ですが、の初年度となります。介護保険料は標準段階で月額 6,000 円とし、第 6 期と比べて月額で 250 円、率にして 4.3%の引き上げを行いますが、当初予算の編成の段階では結論に至っておりませんでしたので、従来どおりの金額で見込み、ほぼ前年並みの 1 億 1,725 万円を計上いたしました。

保険給付費は 5 億 7,735 万円で前年度対比 948 万円、1.6%の減を見込んでいます。要介護認定者数が落ち着いていることから介護給付費準備基金からの繰り入れは見込まないこととしております。

地域支援事業では、地域包括支援センターの体制強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。総合事業の費用増も見込んで、地域支援事業全体では前年度対比 278 万円、9.3%の増といたしました。

次に議案第 23 号 平成 30 年度中川村後期高齢者医療特別会計予算をお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を 5,220 万円と定めるものです。前年度に比べ 220 万円、4.4%の増となります。

この制度における村の役割は、保険料の徴収と、その徴収した保険料を県広域連合へ負担金として納入するということが主なものであります。

中川村の後期高齢者の数は平成 29 年度に入って増加傾向にありまして、保険料は増となる見込みであります。

歳入のうち、一般会計からの繰入金は保険基盤安定と事務費とを合わせて 1,438 万円で、歳入全体の 27.5%を占めております。

以上、よろしく願いをいたします。

議案第 24 号 25 号について提案説明をいたします。

まず、議案第 24 号 平成 30 年度中川村公共下水道事業特別会計予算ですが、1 ページをごらんください。

予算書本文、第 1 条で予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 700 万円、第 2 条の地方債は 4 ページにあります第 2 表によるものと定めるものであります。

それから、5 ページ 6 ページの事項別明細書をごらんください。

○保健福祉課長

○建設水道課長



予算の総額は前年度に比べ1,100万円、6%の増額計上となっております。  
中身につきましては、ほぼ維持管理主体の事業構成となっております。  
歳入では、負担金と使用料及び手数料は、今年度の実績見込みに基づき増減をいたしました。  
国庫支出金は片桐浄化センターに計画をする太陽光発電施設に環境省の補助金436万6,000円を計上し、また、村債は太陽光発電施設設置事業と地方公営企業法的化事業の1,470万円を計上しました。  
一般会計からの繰入金は700万円の減額計上となっておりますが、これは公債費等の減額に対応した結果となっております。  
歳出では、工事費等の増額により事業費が1,331万1,000円増額となっておりますが、公債費は元利償還金の減額により247万7,000円の減額計上となっております。  
その結果、総額で1,100万円の増額となっております。  
以下、歳入歳出の説明は予算特別委員会で説明をさせていただきます。  
次に議案第25号になります。平成30年度中川村農業集落排水事業特別会計予算について提案説明をいたします。  
1ページをごらんください。  
予算書本文、第1条で予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,900万円、第2条の地方債は4ページの第2表によるものと定めるものであります。  
それでは、5ページ6ページ、事項別明細書をごらんください。  
予算の総額は前年度に比べ300万円、2%の増額計上となっております、公共下水道同様、維持管理主体の事業構成となっております。  
歳入では、負担金と使用料及び手数料は今年度の実績見込みに基づき増減をしたものです。  
県の支出金400万円は処理場の2カ所、葛島地区と三共地区ですけれども、その機能診断調査に対する県からの交付金を計上したものであります。  
また、村債につきましては小平地区住宅団地に下水道管を接続する工事費の充当をする890万円を計上しました。  
一般会計からの繰入金700万円の減額計上となっておりますが、これは歳出の単独事業費等の減額に対応した結果となっております。  
歳出では、管路工事費の計上等により事業費が319万2,000円増額となっております。公債費は元利均等償還のため前年度と同額を見込みました。  
その結果、総額で300万円増額となっております。  
以下、歳入歳出の詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。  
説明を終わりました。  
これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
○3番 (松澤 文昭) ふるさと納税制度を活用して農産物等を返礼品として扱うことにつきましては、新たな販売ルートの開拓につながり、中川村の産業振興あるいは農業振

○議長

○3番

興に加えまして自主財源の確保を図るためにも早急に取り組むべき政策であると考え、一般質問でも取り上げてまいりました。昨年9月議会の一般質問での答弁において村長より「ふるさと納税制度の返礼品とするならば、村の農産物を対象としたい。」ということで、「生産量を調べて返礼品分の優良農産物が確保できるか調査をしたい。」との答弁があり、昨年11月に農産物の生産出荷量調査が行われました。その調査結果を踏まえ中川村として今後どのように対応していくか、村長の考えをお聞きしたいというふうに思います。  
○村長 ふるさと納税に関して農産物の返礼品使用、これにつきましては、今、議員おっしゃられたとおり、昨年、調査をいたしました。全戸を対象に実施をいたしましたふるさと納税に関するアンケートとの状況につきまして、まずお答えを申し上げたいと思います。  
無記入の結果の皆様を合わせまして420戸の回収であります。配布をした対象農家は990戸ということでございまして、回収率は42.4%であります。そのうち農産物を返礼品として出荷できますよというふうにお答えいただいた農家は67戸でありまして、全調査農家の6.8%から回答をいただいております。この出荷量調査の結果であります、可能、どんな農産物が出荷できますかということについて、品目、それからその品目にかかわっての個数、それから数量、こういったものについて御返事をいただいております。  
この調査の結果、どういうことかと申しますと、今現在ですね、大きくは村の中にある企画委員会、これは総務課長以下、担当課長、それから企画係長、それからかかわっております農政係長、こういった皆さんに入っていただいて企画委員会を構成して、方向を今、示そうとしております。その中で、制度設計がやっぱり必要でありますので、農産物のこれを返礼品として扱う方法について、どういうことが考えられるかっていうことについて、この回答をもとに、今、議論をしております。議論をしておりますので、これは、細かいところはですね、振興課の関係の職員の皆さんを中心にして、企画の係長、それから、いろんなところでの若手の係長クラスを入れて、プロジェクトをふるさと納税プロジェクトということで検討をしております、この中での農産物の利用、農産物に限らず加工品、あるいは特産品、こういったものがどういう位置づけで返礼品として扱うのかということは今調査しておるということで、どういうフレームっていいですか、どういう形で返礼品として扱っていったらいいかという全体のことを考えておるということでございまして、そういうことでありまして、この予算の中ではですね、具体的に出てまいりませんが、見込みとしては30年度の中途、早い段階、6月の議会を目指しましてですね、ふるさと納税のあり方のフレームをつくり、ぜひその中でお示しをしていきたいと、予算化についてもその段階でというふうに考えております。  
○3番 (松澤 文昭) 実は私もこの出荷量調査の内容を見させてもらったんですが、この調査の内容につきましては、贈答品を個人で荷づくりを行っている方を中心とした生産者の調査が主体になっております。したがって、個人で荷づくりができない生産者

の意向が反映されておらないなあとというふうに私は思っておるわけでありませう。贈答品の荷づくりができない生産者は主に選果場を利用してありまして、この方たちは兼業農家で小規模な農家が大部分を占めておると私は考えております。大規模な農家を守ることは中川村にとっても重要なことですが、兼業農家だとか小規模な農家を守ることは、中川村の農業だとか農地を守るという点において非常に私は重要なことだというふうに思っておるわけでありませう。

伊南の各市町村では、ふるさと納税の返礼として果実の選果場より発送しております。特に宮田村におきましては、村長が言うように宮田村で生産をされた農産物、果実の農産物を選果場扱いという形で発送をしておるわけでありませう。そういう意味では、この小規模な農家あるいは兼業農家を守るという観点に立つと、選果場を利用する、果樹の選果場を利用するというのも私は一つの方法というふうに考えておるわけでありまして、そこら辺の考え方について村長にお聞きをしたいというふうに思っています。

○村 長 小規模の農家を守るとか、なりわいとして中心にやっている農家を、そこを中心とか、その議論の前にですね、まず考えていますのが中川村でつくられている部分での、そのわけありじゃないんですけど、そういったところで、出所がはっきりしておるといいうい方もないんですけど、こういった農産物を返礼品として扱いたいという私自身の思いもありまして、このような調査になったということでありまして、今、議員おっしゃられるような、その方法についてはですね、じゃあどこのどういう農産物を中心に見ていくのかということと、最終的にそれがどういう農家の支援につながるのかという結果ではあるかと思いますが、そういう点ではひとつ議論として考えていきたいなと思っておりますが、あくまでも、やはり村のですね、私の今の考え方の中では、言い方は変ですけど、出所のはっきりした部分で、これは対応できますよという皆さんの生産者組織をつくってですね、こういったところで発送をしていきたいなというのが考え方でありまして、荷づくり、発送の細かいところまでは、おっしゃられるような点で細かいところは、またプロジェクトのほうに議論を委ねていきたいというふうに思っております。

○3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、選果場を利用しても、宮田村では、若干費用はかかりますけれども、宮田村で生産をされたものを選果場扱いという形で発送をしておるわけですね。それで、私は議論の中に、先ほど申しましたように、地域経済の縮小だとか人口減少だとか高齢化等によって、地域のコミュニティーだとか、それから地区作業等の地区機能がだんだんと困難になってきておるといふ現状の中で、先ほども言いましたように、申しましたように、農業においても大規模農家を守ることはもちろん大事なんですけれども、この兼業農家とか小規模農家を守っていかないと、地域の経済だとか、それから地域の人口が減少してしまうという現実に陥ってしまうと思うんですね。そこらも含めて、ふるさと納税の返礼として、もう選果場を利用することは、取り扱いシステムがもうできているんですね。そういう中で、世の中、こういうふうにならざるを得ない状況になっておるわけでありませうので、やはりスピー

ディーに対応するというのも私は重要な観点かなあとというふうに思っておるわけでありませう。それで、きょうは、もうこれ以上、答えは要りませんけれども、その企画というか、その検討する会議の中で、ぜひともそういうシステムを入れてもらって方向づけをしてもらいたいなと思っております。

以上であります。

○村 長 何か一般質問のような形で、大分こう、ちょっと深まっていってしまいましたが、少し議論の方向がっていうか、考えていることと、ちょっとおっしゃっていることと、いけないってことじゃなくて、少し食い違いもあるかと思っておりますので、この方向についてはですね、プロジェクトの中で改めて構築をしていくように、そこからちょっとまた議論を戻していきたいというふうに思っています。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○6 番 (柳生 仁) 新規事業で中学生の海外派遣でございますが、大変すばらしいことを計画したなと思っております。うれしく思っております。そうした中で、先日、教育委員会へ行って伺いましたら、ことしのところは2名だということで、そうかなあって思っております。そしてまた、中川町との交流があり1年おきに行くんだよってお話、聞いてきました。「じゃあ、その2名はどう選抜するの。」って伺ったところ「公募の中から抽選で。」っていうことでございますが、もし希望者が多かった場合、村長、もうちょっと予算を増やせるつもりがあるかどうかってことを伺いたいと思っております。

それから、もう1点は牧ヶ原の集会所の建設でございますけれども、この集会所は、私も住民懇談会へ行ってみたり、また以前にも伺ったりして、老朽化しており、建てかえは早急に必要ってことは十分認識しておりますが、現在予定とされておる想像する場所は、文化センターの周辺のほぼ真ん中辺に位置しておるといふふうに解釈しております。ことしは歴史館周辺整備の予算が盛られまして、計画しておるわけですが、長期展望の中で現在思われている場所が本当にいいのかわかっていうことがちょっと引かかるわけでありませう。しかしながら、牧ヶ原の集会所を直さなきゃいけないってことは重々承知しておりますので、そこら辺を村長は長期展望でどう考えておられるか、また、これを集会所だけと限るのか、多目的に使われるのか、例えば片桐区民会館みたいに児童クラブに使っておりますけれども、そういったように使って公的に使えるかどうか、そこら辺をどのように考えているかお伺いませう。

○村 長 過去にですね、2人というふうな、何ていいますか、派遣といえますか、だったような気がします。2人というふうに上げたのはですね、恐らく不安だろうということがあるわけですね。1人だとですね。それと、2人で行くならお互い何か助け合えられるだろうってことと、実は、この事業については、今、既に駒ヶ根市でやられている事業と一緒に乗っかってという言い方はありませんが、行こうと思っておるわけでありまして、大きくなればなるほどですね、割安になるかわかりませうが、いろんな面での問題も出てくるでしょうし、やはりこのお2人と、同行するには引率の先生1人分を見ておるわけでありませうので、これ以上になった場合にはですね、ちょっと私どものほうとしては、予算的にはちょっと非常に厳しいので、これは最終的なところま

で選抜をさせていただいて絞り込んでいきたいということが、まず私の中ではあります。

それから、牧ヶ原の集会所であります、これについては、地区の皆さんを含めて、どこがいいかっていう話は、ずっと検討を重ねてきたところでもありますし、あの位置がですね、もとは教員住宅があったということもわかっております。わかっておりますけれども、実は、いろんなところでの場所を選考する中で、これは、このところをってというのが地区の皆さんの共通した要望でもあったということが一つ、それから、いずれはですね、あそこにあります住宅等についても、また文化施設の側からいってもどうあるべきかっていうこと、今度、住宅のことですけど、そのうち考えていく必要もあるだろうということがありますけれども、当面はですね、特にあの位置を最終的には一時避難施設と集会、牧ヶ原の皆さんの集まれる場所ということで決定をしたということでございます。

それから、この利用につきましては、地区の皆さんも了解を十分しておるわけでありまして、いろんな催しの中でですね、例えば文化センター、あるいはほかの施設ではやり切れないとか、うまくできないような、もし催しがあった場合、それに付随するような利用、これについては地区の皆さんとの協議の中で十分対応できるものと思っております。地区の皆さんも、そのことは了解をしておりますので、調整を図りながら多目的の利用のできる施設ということで考えております。

以上です。

○6 番 (柳生 仁) 牧ヶ原につきましてよくわかりましたが、海外派遣ですけども、村長、これ以上予算つけられないって話でございますけども、子どもたちの成長を考えると、幅広く世の中を見てくることは、これからの時代は中学生のうちから大いにやるべきかと思っております。もし希望者がおれば、幅広く予算をつけてもらって取り組んでいただけるようお願いしまして、終わります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

○1 番 (高橋 昭夫) 私は、村政執行でリニアの対応について村長にお聞きをしたいと思います。予算の計上は49万円、これは大気の測定という形の数字が載っておりますけれども、私が昨年、村長着任の6月の定例の議会で村長にお聞きをしたリニアに対する推進とか、対応について、村長は「村発展の立場で取り組み、計画を進めたい。」と、そういう答えがありました。そういう意味で、先ほどの施政方針、若干リニアの言葉がありましたけれども、他市町村、あるいは上下伊那、広域の動きの中においては、私は、中川村においてもビジョンを持ってリニアに対応する動き、調査等、必要ではないかと思っておりますが、村長にリニアに対する考え方を聞かせたいと思っております。

○村 長 リニアについては村発展の立場で取り組むというふうに言ったというふうにおっしゃいましたが、そういったことを言った記憶はないんですけれども。

○1 番 (高橋 昭夫) それじゃあ、また調べてください。

○村 長 はい。

それです、リニアに関しては、言ったことは、申し上げたことはですね、人的な交流ですとか、広い意味で3大都市圏に結ばれて、なおかつ長野県の伊那谷を含めた、いわゆる言い方とすると、メガリージョンとかいう言い方を国ではしています。そういう一大、一つの、何ていいますか、大阪を含めて、リニアの中で1時間以内で、一つの、何ていいますかね、移動ができるような、そういう大きなところができるということと、リニアを使つての経済的な効果がはかり知れないということは指摘をされておりますので、そのことは承知をした上でということも申し上げたつもりですけども、スタントとすると、やっぱりリニアについては、そういうことがある一方、やっぱりリニアの工事ですとか、そういったものを進めていくときにですね、やはり周辺住民の皆さんの大気ですとか、いろんなことでの安心とか安全がまず保障されなければいけないし、そういう立場で進めていくというつもりで物を言ったつもりでございます。

それから、ございますし、そのことを基本理念、基本方針の中でも、まず大気の測定、振動等も含めてですね、ここら辺を、これから車が通行することになりますので、現状をしっかりと分析をして、その上でどういうふうな、運行に当たってはこれを守っていくのかっていうこと、材料にしていくと、こういう立場で先ほどの施政方針の中では述べさせていただいたつもりでございます。

○議 長 質疑に関しましては予算に関連した質疑に絞らせていただきますので、ご了承願います。

ほかに質疑ありませんか。

○8 番 (大原 孝芳) 観光の部分で、今回、陣馬型公園の整備事業っていうことで大きな予算が適用されています。それから、桑原の釣り堀とかですね、それで、今回、予算は盛られていないんですが、村長の施政方針の中でですね、やっぱり陣馬形っていうのをこれだけ整備しますと、非常に今以上にですね、人が来ていただけるっていうことがありますし、それで、そういう中で、今後ですね、どういうふうな陣馬形を観光地としてですね、村として盛り上げていくかっていうことが、もう検討することが必要だっていうようなことを今言われましたよね。今回そういった予算はとってないんですが、この中にも伊南のDMOが今回準備会で予算も盛られていますし、そういう中で、今回そういった検討委員会みたいなものが立ち上げられないにしてもですね、本年度から、30年度から、もうそういった準備っていうんですかね、住民からしますと、陣馬形へあれだけ大勢人が来てくれて、それで非常に山が大勢入っていくと荒れるっていうようなことも心配されますし、また、あれだけ大勢人が来ていただければね、何か村にもっとお金を落とせることは何か考えられないかとかですね、いろんなお話も聞くわけでありまして、したがって、ぜひ年度内にですね、そういった事業を進めていく中で、そういった陣馬形を観光地としてのあり方とかですね、そういったことも話としてはですね、準備をされていくことが、村長も言われましたけど、非常に大事になるのかなと思うんですが、そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○村 長 陣馬形につきましては、今、陣馬形山魅力創造——何でしたっけ。陣馬形山魅力創

造プロジェクトという、その一つの一連のですね、陣馬形だけではなくて、その途中の実は美里あたりまでを意識した計画を、もちろん周遊になるだろう、陣馬形をああいうふうにしていくっていうことは、反対側にあります四徳の森林体験館を初めとしたキャンプ場、それから桑原のキャンプ場、これを意識したものであります。今現在でもですね、陣馬形にテントを張り切れないうきがありまして、そういったときには四徳のほうに行ってそちらへ張ると、そういうようなことも聞いております。そういうことで、一連のものを計画をした上で、魅力創造プロジェクトという名前で内閣府の認定を得るべく進めておるということであります。

それから、ちょっと触れませんでした、今、議員おっしゃったように、トータルでですね、こことこって拠点ばかりじゃなくて、何ていいますか、伊南のDMOっていうことで、それぞれの魅力を生かしていこうっていう、生かしながら、一つ宣伝にしても、やっぱりそこだけで、中川だけでやるんじゃないで、みんなでいいところを進めながらコース化を図るとか、いろいろ進めようということでも立ち上がろうとしておりますし、最近ではですね、伊那谷アウトドア推進体制を振興局、上伊那振興局が中心になって、これも売り出しておる、新聞で見たところだと思います。ちょっとこういうところとの連携等を含めて、やっぱりどうしていくかっていうのをこれからしっかり考えていかないと、自分のところだけ整備したでそれでいいっていう話じゃないと思っていますし、そのこととの連携がないと、やっぱりただ来てもらって、いいところだからってわあっと押し寄せてもらって、こっちはこっちで、言い方は変ですけど、お金をかけて施設整備して、それだけでもいけないと思いますし、トータルでこれからはやっぱり考えていくべき課題だとは思っております。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。  
○9番 (村田 豊) 1点、予算の内容を聞いておまして、具体的に新規というふうにとれるんですけども、例えば農産物直売所が今度、運営者も変わり、販売する場所も変わります。森林組合の場所へ今度は移すということですけども、そのことについては具体的にその皆さんのほうで計画立てられておるんですけど、交流センターをあの場所へ、村の敷地あるいは利用するところへつくることが言っておられましたけれども、予算書の中へはその辺のことが私が見た中では盛り込みがされていなんじゃないかなあというふうに感じました。そういう点では、例えばJAからマルトシさんが今度運営する、もとの森林組合のあった場所へその施設が移って売り場が拡大されると、そのことはいいと思いますけれども、村側で使う場所が変わってきて、交流センター構想のことが予算の中へ反映してくるかなあと思っていたんですが、どうもちょっと見当たらないということを感じます。その点については、予算特別委員会の中で、そのことについては並行してこういうことを検討しております、こうですよっていうことをきちっと報告をしてもらえばいいと思いますが、この予算上ちょっと見えないんですけど、その辺についてお聞きしたいと思います。

○村長 農産物直売所につきましては、議員おっしゃられたとおり、森林組合っていうよりも、あそこの真ん中の地場センターと言っている部分に張り出してというか、一部そ

こを農協に、農協のほうでうまく——うまくっちゃうか、間を取り持っていて、そこのところを農協にお貸しをしてというような格好にちょっとさせていたいただきたいと思っておりますし、森林組合が入ったのはもう少し奥のほうでありますので、奥のほうは、あそこは休めるスペースとして残しておきます。

それから、交流センターの将来的な場所をあの場所と言った、言いました。言いましたんですが、当面のところはですね、やはりあそこのところは、今チャオのバスを待つ皆さんですとか、あそこのところで情報発信をしたり展示をするスペースとして、結構広くなりますので、当面はあそこのところを利用したいと、けども、実は、将来的な話を先ほどちょっと触れさせていただきましたが、いろんなこと——いろんなことっていいものは、構想の中ではまだこれをしっかり煮詰めておりませんので、申し上げられないこともないんですけども、いろいろな扱いをこれから始めようとしております。といいますのは、例えば、すぐとはいう言い方は難しいかもしれませんが、農家民宿の受け入れですとか、あるいは観光農業やなんかでの受け付け、これはすぐにはいかないかもしれません。それと、もう一つはですね、先ほどから松澤議員もおっしゃっていますけど、もし仮にですね、ここのところで農産物ほか加工品、こういった部分の、返礼品ですね、いわゆる、を扱っていくということになったときの一つの中継基地をどこにするかっていう、実際のハブという言い方はないんですが、それはやっぱり、今内部で議論しているのは、恐らく振興課のこういった部署になるだろうと、こういったことも想像しておりますけれども、今予算化できないのは、そういう理由と、はっきり方向が出せないっていうのはそういうことでありますけど、今現在の業務の中にですね、振興課の職務の中にそのことを突っ込んでというわけにはなかなかいかないかと思っておりますので、そういう意味で、将来的にはそういう方向で誘導したいということで、きょうのところはお答えをさせていただきます。

○議長 ほかにも質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長 これで質疑を終わります。  
続きまして、  
日程第29 議案第26号 平成30年度中川村水道事業会計予算を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
○建設水道課長 議案第26号 平成30年度中川村水道事業会計予算について提案説明をいたします。  
1ページをごらんください。  
予算書本文、第2条 業務の予定量として給水件数1,780件、年間総配水量60万m<sup>3</sup>、1日平均配水量1,594m<sup>3</sup>、そして主な建設改良事業を配水管布設がえ工事、量水器交換と決めました。  
第3条は当年度の損益にかかわる見込みで、収益的収入の総額を1億2,670万円、収益的支出の総額を1億1,640万円とするものです。これによる収入支出は1,030万円の黒字になります。

2ページをごらんください。

第4条は資本取引に係る収入及び支出の予定額で、収入736万円、支出6,070万円を見込み、収支の不足額5,334万円については当年度分損益勘定留保資金等で補填をするものとしたします。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費1,739万1,000円を定めるものです。

3ページ以降、法令に定める予算に関する説明書及び参考資料を添付をしましたのでご参照ください。

詳細につきましては予算特別委員会で説明をさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号から議案第26号までの7議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第26号までの7議案については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

予算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

ご苦労さまでございました。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時17分 散会]